

---

平成21年第9回大和町議会定例会会議録

---

平成21年12月9日（水曜日）

---

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鷓 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日出子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大須賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅野 元 君	保健福祉課長	瀬戸 善春 君
副 町 長	千坂 正志 君	産業振興課長	庄司 正巳 君
教 育 長	堀籠 美子 君	都市建設課長	高橋 久 君
代表監査委員	三浦 春喜 君	上下水道課長	渋谷 久一 君
総務 まちづくり 課長	遠藤 幸則 君	会計管理者兼 会計課長	浅野 雅勝 君
財 政 課 長	千坂 賢一 君	教育総務課長	織田 誠二 君
税 務 課 参 事	森 茂 君	生涯学習課長	八島 勇幸 君
町 民 課 長	瀬戸 啓一 君	総務課 まちづくり 対策官	千葉 恵右 君
環境生活課長	高橋 完 君	産業振興課 企業誘致 対策官	浅井 茂 君

事務局出席者

議会事務局長	伊藤 眞也	主 査	藤原 孝義
班 長	瀬戸 正志		

## 議事日程

- 日程第 1 「会議録署名議員の指名」
- 日程第 2 「一般質問」
- ・藤 卷 博 史 議員
  - ・高 平 聡 雄 議員
  - ・浅 野 正 之 議員
- 日程第 3 「議案第 88号 大和町暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例」
- 日程第 4 「議案第 89号 大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」
- 日程第 5 「議案第 90号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」
- 日程第 6 「議案第 91号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の一部を改正する条例」
- 日程第 7 「議案第 92号 大和道路占用料等条例の一部を改正する条例」
- 日程第 8 「議案第 93号 平成21年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 9 「議案第 94号 平成21年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 10 「議案第 95号 平成21年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 11 「議案第 96号 平成21年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」
- 日程第 12 「議案第 97号 平成21年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」
- 日程第 13 「議案第 98号 平成21年度大和町老人保健特別会計補正予算」
- 日程第 14 「議案第 99号 平成21年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
- 日程第 15 「議案第 100号 平成21年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
- 日程第 16 「議案第 101号 平成21年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」
- 日程第 17 「議案第 102号 平成21年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算」
- 日程第 18 「議案第 103号 平成21年度大和町水道事業会計補正予算」
- 日程第 19 「議案第 104号 訴えの提起について」
- 日程第 20 「議案第 105号 黒川地域行政事務組合規約の一部を変更する規約」

本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕

午前9時59分 開 議

議 長 (大須賀 啓君)  
皆さん、おはようございます。  
本会議を再開します。  
ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 (大須賀 啓君)  
日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、6番高平  
聡雄君及び7番秋山富雄君を指名します。

---

### 日程第2「一般質問」

議 長 (大須賀 啓君)  
日程第2、一般質問を行います。  
順番に発言を許します。1番藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)  
おはようございます。  
では、発言通告に従いまして1件3要旨ということで質問させていただきます。  
新型インフルエンザということで、私もさっきまでマスクをしていたんですけど、質問をするのにちょっと見苦しいかと、聞き苦しいかということで、風邪引いているわけではありませんけれども、マスクの着用、それから手洗い、うがいというのが基本というふうに言われておりますけれども、極力実施しているところでございます。そういう中で昨日の質問とも重なる部分があるんですが、質問させていただきます。  
新型インフルエンザで高齢者が重症化することを防止する予防するという効果があるということで、肺炎球菌ワクチンに対する接種助成ですね、

それと奨励を行ってはいかがかということでございます。

肺炎球菌、抗生物質が効かないものもふえているということで、かかって病院に行っても、いわゆるペニシリンとかあいつたのが効かないようなのがふえているということで、やはりワクチンによる予防が大事だというふうなことでございます。

それで、県内でも平成15年から白石、蔵王、七ヶ宿、それから17年に柴田、18年に川崎、大衡、19年登米、で、ことしですかね、仙台、石巻、東松島、女川というようところが公費助成を行っている。

それでまた、昨日の答弁でも助成を行うという答弁でありました。県内でもそう早い方でもないんですが、やはり実施していただくということで大歓迎いたします。私も10月に町の方へ社会保障推進協議会という方々と一緒に要請を行ってまいりましたが、そういうことでは歓迎をするものでございます。

そういう中で、せっかくですので、もう少し詳しくお聞きしたいなというところで、引き続き質問させていただきます。

ワクチンは、そのままですと 6,000円から 9,000円ぐらいかかるらしいです。市町村で助成のやり方はいろいろございまして、仙台市は、要綱によれば 5,000円の自己負担で75歳以上の方。あるいはまた大衡村は65歳以上を対象に 4,000円の助成。書き方いろいろあるんです。それから、白石だと65歳以上の方に 3,000円助成して、自己負担 5,000円。引き算すると、仙台は1人 4,000円ぐらい、市の持ち出しというんですか、助成額はそのぐらいかなというふうなところでございます。

それで、大和町には、65歳以上の方が約 5,000人ですね、75歳以上の方に限ると約 2,500人ということでございます。それで、この肺炎球菌ワクチンというのは一生に1回、2回以上やっちゃいけないというふうに今のところは言われているようです。ということですので、行き渡れば1回やった人がふえれば、もう、何ていうんですかね、対象の方も少しずつ減っていくんじゃないだろうかということでございます。仙台市あるいは大衡並みに 4,000円負担で65歳以上の方 5,000人一遍にやったとしても全体で 2,000万円ぐらいかなと。そのうち、一遍にというのは考えられないんですけれども、仮にですけれども、2割受診されたとすると約 400万円ぐらい

の町の負担になるということでございますが、やはり1回やれば良いという意味でも早急な実施が求められるんじゃないかなというふうに思っております。

そういうことで助成をするということでございましたので、もし、これからということであればですけども、いつごろからやるのか。あるいは何歳の方々、あるいは金額など、もし検討されていることがございましたら、ご回答をお願いしたいというふうに思います。それが1点目です。

それから、2要旨目でございますが、子供の感染や保育所・幼稚園・学校の閉鎖などに対するための保護者の休暇の取得を速やかに進めて、雇用不安を招かないようにすることなどを町事業所全体に新型インフルエンザ対策への協力要請をということで、私も知っている方なんですけれども、家族の方が最初にお兄さんが感染して1週間休んで、続いて今度子供、姉ちゃんというんですかね、妹が感染したということで、いわゆる保菌者じゃないかということで2週間続けてパートに行けないという、そういう方もおられたという中で、やはり収入減、あるいは、その方はそれで退職とかということじゃないんですけれども、雇用不安にもなりかねないということで、その要請についてやっていくべきではないかというのが2要旨目です。

それから、3要旨目に、介護福祉の施設での感染予防、それから感染防止のための適切な情報提供を行うことや、それからあと、そのための支出や、あと休む方、利用減少などによる施設経営の悪影響が懸念されるところでございます。そういうことで、実際に調査を行い、その財政支援を検討すべきではないかということです。

これも私の、余り方々の調査じゃございませんけれども、やはり感染される方は、感染というんですかね、新型にかかっている方2人ほど出ていられるようでございますが、まだ重症ということではないので施設内で休んでいるというようなことのようにございますが、そういうことではやはりきめ細やかな対応が必要じゃないかということで、この3要旨について質問いたします。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

おはようございます。

それでは、ただいまの藤巻議員の質問にお答えしますが、ご質問の趣旨を前段いただきまして、町としての回答を考え、そして、議員さんにお答えの第1回目の回答を差し上げております。その内容と、今質問された部分についてプラスアルファの部分があったりしたときに、私はどのように答えたらいいかなっていつも悩むところがございます。それですので、まず準備した答えをまず答えさせていただきたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

最初に、肺炎球菌ワクチンに対する接種助成についてでございますが、昨日、堀籠日出子議員のご質問にも回答申し上げたところでございますが、肺炎球菌ワクチンの予防接種が予防に効果的であると理解しているところでございますので、接種奨励策といたしまして今後対応いたすところと考えておりました。

次に、新型インフルエンザの対応につきましては、国、県からの情報提供や指示・要請等を踏まえまして、町の対策本部と連携を密にしながら現在取り組んでおるところでございます。

子供を含めた感染予防対策でございますが、日常の予防措置といたしましては、うがい、手洗い、マスクの着用、十分な栄養摂取と休養、体調不良時の適切な対応など、これまで第8号にわたります「新型インフルエンザお知らせ」の毎戸配布によりまして周知に取り組んでまいったところでございます。

さらには現在、ワクチン接種によります予防対策が実施されておりますが、接種費用の一部助成による負担軽減措置、小学校低学年を対象といたしました集団接種の実施や受験生の前倒し実施検討など、さまざまな対策を講じているところでございます。

また、事業主等に対します保護者の休暇取得の協力要請につきましては、国の新型インフルエンザの基本的対処方針に基づき、政府におきまし

て、休暇取得や短時間労働、在宅勤務を認める配慮など、事業者団体に対して要請をしておるところでもございます。

3 要旨目の、介護福祉施設での感染予防等に係る情報提供や感染予防対策等への財政支援についてのご質問でございますけれども、情報提供につきましては、平成21年5月20日付で県保健福祉部長寿社会政策課長名で、新型インフルエンザに対する社会福祉施設等の対応について通知が出されておりまして、適宜、国、県等からの情報等につきましてはホームページを通して把握できるようになっておるところでございます。

財政支援についてのお尋ねでございましたけれども、町内介護福祉施設におきまして、これまで新型インフルエンザによる休業等の措置を講じた施設につきましては承知しておりませんが、今後の事案等によりまして、国等の制度等について情報収集してまいりたいと、このように考えておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）  
引き続き質問させていただきます。

町長言われますように、質問要旨の中で1点目でございますけれども、ちょっと踏み込んだ質問ということでございますので、私もこれに答えないんじゃないかという立場はとるものではございませんけれども、もしも具体的なものがあればということで、あればお聞かせ願いたいということでございますが、もしあればということでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）  
具体的な措置の考え方ということでございますが、きのう新年度予算の方で対処していきたいということで申し上げました。

金額等につきましては今試算中でございます。対象者、おっしゃるとおり65歳以上 5,015名ほどおいででございます。こういった方々が、初年度といえますか、何名、どのぐらいの割合で接種されるかということもございます。先ほど議員20%ぐらいというお話でございましたが、当年度、最初はもう少しいくかもしれませんし、その辺のこともございますので、そういったことにつきまして、これから予算措置の中で具体的に検討してまいりたいと、このように考えております。

議 長 （大須賀 啓君）  
藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

今のご回答の中で、予算の中で検討中ということでございますので、ぜひ、これにつきましてはやるという中でございますので、早急な実施をしていただければというふうに思っております。

2番目についても、これ以上やるということでございますが、それで3要旨目について質問をさせていただきます。

実際に私も休園したとか、そういったようなところは承知しているところではございません。そういう中でございますけれども、今の回答の中で、情報収集していく、もちろんそういうことはなさっていただくのでございますけれども、そういう中で、今のところ本当に学校の休校、それから学級閉鎖ですかね、そういった形で学校についてはあるんですけれども、事業所が閉鎖したという事例はまだ確かにないということでございますが、そういう中でございますけれども、介護福祉施設の中でのそういったものに対する考え方としては、今のところ、何ていうんですかね、聞き取り調査という段階ということではございませんか。そのところをお尋ねします。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

聞き取り調査ということは、今の介護施設等で利用者が何名そういった罹患されているとか、または従業員の方が何名罹患されているとか、そういったことの聞き取りという意味というふうに解釈しますが、今の段階、まだそういった施設につきまして町として個々にそういった確認といえますか、調査をしているということではございません。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

そういうことではないと。ごめんなさい。済みません。

ということであれば、ぜひ積極的な調査というものが必要ではないか。

それと同時に、これからの、何ていうんですかね、蔓延するのかどうか本当に不安定な状況ではあると思っております、このインフルエンザについては。新型ということですので、どこまで進むのかということも、これからわからないところでございましょうけれども、そういう中ですけれども、そういう財政的な支出についても、用意だけというんですかね、そういったものが必要ではないかということで、そのことについて質問をさせていただきますが、そのことについてはどうでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

そういった施設関係の調査ということでございますけれども、今、施設といいますと、そういった施設、介護保険等の施設もありましょうし、また、病院等も同じようなことが言えるのではないかというような気もいたします。県の方で今、何ていいますか、患者さんにつきましては各病院、地域、すべてではないわけですが、定点観測というんでしょうかね、そういった形で何人ぐらい患者さんが来てるか、そういったものを調査をし

て、そして保健所の方に行って、保健所の方でこの地域が罹患率が高くなったとかと、そういった発表もされているようでございますが、それと同じように、介護施設等につきましては、県の保健所の方で今調査もされているのではないかというふうに思っております。そういった意味では、まずそういった保健事務所等との連絡を密にした中で、この町全体のといいますか、このエリアの発症状況とか、そういったもののチェックもできればというふうに思っておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）  
ぜひ適切というんですかね、さまざまな情報をつかんでいただいての対応をお願いしたいと思います。以上です。終わります。

議 長 （大須賀 啓君）  
以上で藤巻博史君の一般質問を終わります。  
6 番高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）  
それでは、早速質問をさせていただきます。  
まず、成年後見制度についてであります。  
住民主体による地域福祉の時代と言われる昨今、だれもが安心して地域社会の一員として普通の暮らしができるようにすること、横文字でいうとノーマライゼーションというんですか、大分浸透してきたという状況であります。こういったものを基本理念に掲げて、自立生活の支援、ケアマネジメント、小規模多機能、地域密着、権利擁護等々の考え方を基本にした介護保険法、社会福祉法、児童虐待防止法、交通バリアフリー法、時を同じくして、この成年後見制度が制定をされたということであります。それまでの禁治産者制度ですか、それにかわるものとしての役割を果たしているものだろうと。新たな創設を見たわけであります。

この背景には、前段で申し上げた介護保険、特に高齢化が進展する中で  
の認知症患者の増加、あるいは知的障害、精神障害等々の理由で判断能力  
の不十分な方々、その方々に対する不動産や預貯金などの財産を管理したり、  
身の回りの世話のために介護サービスの全般、特に、これは契約を前提  
にした制度になっておりますので、その締結に向けた判断、あるいは財産  
分割、これらのご自身でどうするかということ判断するのが難しい場合  
に、いわゆる後見をしていただけるということが目的であります。

また、昨今では、自分に不利益な契約、特にこれは消費者庁の創設を見た  
背景にもなっておりますが、悪徳商法等の被害に遭われるという方が激  
増している中でも大変重要な役割を果たすであろうと言われております。

これが2000年に制定をされたわけではありますが、その割には、私自身も  
含めて、市町村での、この制度の運用について十分な理解や運用がなされ  
ているかということについて検討される機会が余りにも少なかったのでは  
ないかという観点から、本町の利用実態を伺い、町民の要請にこたえてい  
る制度なのかどうか検証したいという観点から、本町での制度利用者数  
をお伺いをしたいと。

あるいは、担当部署は保健福祉課内にある福祉班、これは精神、あるい  
は知的障害を担当する部署であります、その部署なのか、あるいは高齢  
者を対象とする介護保険班が受け持っているらっしゃるのか、その辺での町  
の対応を伺います。

また、この制度には、市町村長がその申し立てを行うことができるとい  
うふうになってございますが、本町でのその実績をお聞かせをいただき  
たいと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、高平議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

成年後見制度に関するご質問でございましたが、この制度が発足した経  
緯でございますけれども、改正前の成年後見制度では、禁治産・準禁治産

者の宣告がされずと本人の戸籍に記載されるなど制度利用に抵抗感があったり、保護者として後見人・保佐人は夫婦の場合は必ず配偶者であり、1名に限定されていたことによりまして、保護体制が十分とは言えないと問題点が指摘されてきたところでございます。

このため、これまでの指摘を踏まえて、高齢者社会への対応及び障害者福祉の充実の観点から、判断能力の不十分な高齢者や障害者等を保護し支援するため、本人の状況に応じた柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として、平成12年の4月1日から施行されたところでございます。

本制度の全国的な利用状況でございますが、平成20年の申し立て件数で2万6,645件、男女別に見ますと、男性が40.2%、女性が約59.8%となっております。その中で65歳以上の男性の方は5,961人、女性は1万1,934人と全体の67.2%を占めておるところでございます。また、申立人と本人の関係を見ますと、子供が約39.7%を占めまして、次いで兄弟姉妹が約15%、配偶者が約9.6%となっております。

成年後見と成年後見人、保佐人、補助人、この保佐人の「保」は「保つ」でございます。との関係を見ますと、配偶者、親子、兄弟姉妹、その他親族が全体の68.5%、1万7,100件、親族以外の第三者が選任されたものは31.5%、7,864件で、その内訳としましては、弁護士は2,265件、司法書士2,837件、社会福祉士1,639件、そのほか法人が選任されたものが487件となっております。

ご質問の本町の制度利用者数でございますが、住所地で見ますと25名の方が利用しております。

次に、町の担当部署ということでございますが、相談窓口といたしましては保健福祉課内の包括支援班、包括支援センターが担当しておりますが、その障害者の方の区分によりまして、連携して福祉班、介護班が行うという体制になっております。

続きまして、町長申し立てということでございますが、身寄りのおらない方、いないなどの理由で申し立てをする人がいない認知症の高齢者、知的障害者、精神障害者の方の保護・支援を図るため、市町村長に法定後見の開始の審判等が請求できるとされているものでございます。全国での申し立て件数は平成20年で1,876件、うち仙台家庭裁判所管内では27件あつ

たところでございますが、大和町、本町での町長申し立ての事例は、これまでございません。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

それでは、全国の実績等を詳しくお答えをいただきましたので、その部分についてまず全体的なところをお伺いをしたいんですが、この成年後見制度の認知状況というんですか、これはある自治体の調査の数字であります。この成年後見制度ということ「聞いたことがない」という方々が全体の72.4%、「内容まで知っていた」という方が10.5%というデータがあるんですが、今の数字を聞いていただいた上で、本町の状況、町長はどのように、このデータと比較してどういうふうにお感じになるか、お聞かせをいただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この制度についての認知度、要するに一般の人がどれだけこの制度を知っておられるかということだというふうに思っておりますが、このことについては今、全国で72.4%ですか、ご存じないということ。これと、調べたわけではございませんが、そういった数値が調べれば大和町でも出てくるんじゃないかなというふうな思いがございます。こういった制度についてはまだまだ、関係ある方といいますか、そういった部署の方、そういった施設の方等々はご存じかもしれませんが、一般的にはなかなか知られてないところではないでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

私も同じふうに感じております。

そこで、その利用者数、先ほどお話をいただいた全国、あるいは町での実数ですか、そういったものを踏まえても、今の町長のお答えの中にもあったように、認識だけでなく、十分にこの制度が浸透していないというのが実態なのではないかなと私自身は思っているんですが、ということは、ひるがえして申せば、積極的な取り組みが必要な制度なのではないかというふうにも言えると思うんですが、その点についてどのようにお考えでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

これだけ高齢化社会になっている状況、また介護保険等の制度がこういった進んでいるということは、残念ながら、そういったことが必要な方々がふえてきているという現状が今もあるし、これからもそういった部分につきましては、そういう方がふえてこられるということだというふうに思っています。

そうやってきたときに、その制度の後見人になった方がいない場合のその事の進めといいますか、それにつきましては非常に難しいといいますか、ですので、制度的というか、こういったことがあり、このことを利用する必要があるということの、もっと一般的な知らしめ方というんですかね、そういったことは必要になってくるというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

過去には、特に社会福祉に対する考え方が時代とともに大きく変化をしてきた中で、特に今お話をいただいたような、これまでの限られた方々への措置的なものから、契約を前提としたさまざまな制度が出てき、特に認知症の患者が急激にふえておると。大和町の場合は推定で150名前後の方々が潜在的に認知症として存在し得るといふ、これは宮城大学のデータであります、あるわけであり、ですから、潜在的な需要といふか、そういったものは年々高まっておりますし、25年後には現在の75歳以上の人口が倍になるといふことがもう既にわかっておるわけであり、単純計算しても、そのような方々が割合としてもふえてくるという背景がもう現実として迫られているといふのが大きいのしかかってくるのではないかといふふうに思うわけであり、

そこで、具体的なお伺いをした中で、大和町の場合は、担当部署は保健福祉課内の包括支援センターが行っていらっしゃるというお話、これは制度上ここがやらなければならないといふふうにもなっておりますので、当然そこなんだろうといふふうに思いますが、先ほど申しましたように、これまでのものに加えて、介護保険、特に改正によって平成17年からは高齢者虐待防止法ですか、そういったものの制定によって、さらにその高齢者に対する見守りが強化される中で包括介護支援センターの役割は大きくなってきておるわけですが、具体的にここでこの後見制度を運用するための要綱、そういったものを準備されているのかどうか、お聞かせをいただきたいと思っております。

議長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

済みません、失礼しました。

要綱といひますか、大和町成年後見制度利用支援事業要綱というものを19年の8月1日につくっております。ここの中には費用の助成制度等々につきまして、内容的にはそういう部分がございますが、その要綱はございません。

議 長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

ご承知のとおり、権利擁護事業については市町村の必須事業という位置づけになってございますし、先ほど申し上げた虐待防止法の制定等によって、その高齢者の保護を図ることは、各法の条項の中にはっきりと明記をされておるわけでありまして。それが実際に運用されてないとするれば、「絵にかいたもち」と言われてもしょうがないですし、これは早急にその要綱が十分その状況にマッチしたものであるかどうかという見直しをしていかなければならないということにもつながりますし、また、今言ったように、実施に対する要綱が必要なのか必要でないのか、その辺の検討なんかも加える必要があるのではないかというふうに思います。その辺をまず指摘をさせていただきたいというふうに思います。

さらには、お答えの中にあつた町長が申し立てする立場もあるというのがこの制度の内容になっておるわけでありまして、大和町ではまだそれを使用したことがない。これは使用したことがあるからどうだとか、ないからどうだということではないんですが、制度の中にそのことが含まれているということは、そういう事例が必ず想定されますよということがあつて含まれておるわけでありまして。そういった観点からすると、この申し立て事例はないというその言葉の中に、果たして十分に町長が申し立てする必要のないという判断するに値するデータなり情報なりが整っているのかということだろうと思うんです。そういった意味で例えば独居老人、あるいは障害者の方々に対する町としてのその状況の把握というものが現状十分になされた上で、今言ったこの申し立てがないんだよというようなお答えなのかどうか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

要綱につきましては、先ほど申し上げたものがあるわけですが、内容等につきましては、必要とあるものは見直しをする、そういうことは要綱いろいろな部分であり得るというふうに思います。

また、そのデータということでございますが、基本的には町長がやるという場合には身寄りのない方ということでございます。そういうことということは家族もだれもない中で全く身寄りがなくてお一人であって、その状況になったときにその判断をだれがするかということもありますし、公的なやつで事前に自分がやるということもあり得るわけですが、現実的には多分事前に自分が、自分がといいますか、元気なうちというものはなかなかないのかというふうな思いがあります。そうしますと、例えばそういう方ですと、施設に入っておられる方であったり、または全くの独居老人1人の方もあり得るというふうに思っておりますが、そういったことにつきましては、支援センターの方でも訪問をしておるわけですが、その施設以外の部分につきましては、そういった形で状況の把握は町でもしているというふうに今のところ思っております。

また、施設の方等では、そういった判断をされた場合には町の方に相談もあるんじゃないかと思っておりますし、申請者がいないということで、そういう必要があれば。そういった危惧はいたしておりますが、そういった連絡とか、そういった情報の交換はしっかりやっていかなければいけないというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

そういう状況であるという認識であれば、なお大きく心配する必要はないんだろうなというふうには思いますが、今言ったように、背景としては相当人数的にも、あるいは社会背景としての、例えば新聞報道等なんかによりますと、例えば介助に伺った方がいつの間にか介助している方の財産に手をつけてしまったとか、あるいは次々販売によって不必要なものを

どンドン買わされたとか、そういったものが健常者だけじゃなく、そういった方々をねらったような形で行われるような状況がふえているわけですよね。そういった意味では経済活動の範囲からの、先ほど申し上げたように消費者庁等々の設置、目に見えるような動きとは違って、今言ったバックアップをするというこの後見制度について余り光を当てていないというのが私としては状況なのではないかというふうに思っておるんです。そういった中で、先ほど言ったように位置づけが、市町村の役割が結構大きいんですよ、この制度というのは。何でかといったら、そこに対するサービスの事業者が自治体になっているからなわけです。ですから、そういった意味でも役割は大きいけれども、その実態になかなか、今言ったように、ひょっとしたら把握ができてないんじゃないかだとかという指摘を受けやすい状況にもあるわけですので、十分にそこには心を配っていただいて、そういった不幸な事例が起きないような体制をとっていただかなきゃいけないというふうに考えるわけでありまして。

そういった観点から、この——ドイツではこれは十分に、もちろん先進地でありますからね、日本のこの後見制度のベースになったものが世話法という形で運用されておまして、もう十分に定着しちゃっている状況でありますから、日本人の気質というか、そういったものに対するこれまでの考え方でなかなか表にそういったものが出てきづらいという現状があつてここまで来ておりますが、制度的な充実を今求められておりますので、今後については十分な体制をとっていただくよう努めてもらいたいというふうに思います。それに対する所見を伺いたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

お話のとおり、今そういった弱者といいますか、そういった方をねらうといったらなんですが、そういった悪徳商法なり、または、場合によっては相続の土地等につきまして詐欺行為なり、そういったことをやっている例とか、そういったのも聞いておるところでございます。そういったこと

に対しての保護をするためのこの制度ということでございまして、先ほど申しましたとおり、町の方で介護支援センターで訪問をする。または施設の場合は施設の中できちっとやってもらっているというふうに思っておりますが、そういった状況の中で実態把握をしておりますが、そういった認知症、一見健常のような認知症の方々等がねらわれたりもするんだらうというふうに思っておりますけれども、そういったものの情報とか、そういったものをしっかり把握をして、そして、家族がいれば家族にそういったことをきちっとお伝えをして、そういった制度に参加するなり、または家族がいない場合は町長がやるものなり、そういったことがあるわけでございますので、よりその情報を収集した中で、情報のもう一つの提供といえますか、そういった方々への提供、またはそのお手伝いといえますか、そういったことはしっかりやっていかなければいけないんだというふうに思っております。

今も現在もそれぞれの支援センターなり保健福祉課の方でやっているところでございますが、なお、そういったことを踏まえて、また、この制度につきまして、済みません、私もちょっと勉強不足なところがございましたし、そういったところもありますので、みんなで認識をもう少し深めながら、そういったことがないように、また、そういった制度をしっかりと利用できるような指導といえますか、そういったこともみんなしてやっていきたいというふうに思います。

議長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

重ねて申し上げますが、ある地元の金融機関で、田舎で暮らしている親の財産に対して、身内ではありますけれども、本人の意思とは違う引き出しがあったというようなことも実際伺っております。決して他人事ではなくて、身近にそういった微妙な問題が散在しているという状況がありますので、今申されましたように、我々としてもこの制度について十分な理解を深めた上で、我々が現在なさねばならない体制が果たして十分なのかと

ということについて、この際真摯に検証を深めるということは必要だと思いますので、その点について、これを機に改めて見直すというか、加えて実証を重ねていただきたいということを申し上げておきます。

続いての質問に入らせていただきます。

地方債についてということでお伺いをします。平準な言葉でいうと借入金、借金というか、借入金についてということでお伺います。

改めて、どこの家庭でも個人でも、大和町という地方自治体であっても、県であっても国であっても、生活していく上ではこの財政というものを外しては当然、物事は考えられないわけではありますが、地方公共団体の出と入り、歳入歳出ですか、この構造について改めて考えてみたいと思います。

まず、入りの方、歳入の方であります。構造的には、地方税と言われる、町税ですか、町の税金として住民の方々からお預かりをするもの。あるいは地方交付税と言われる、たばこ税だとか酒税だとか所得税等々の国5税と言われるものの中からおおむね30%がその財源として割り当てられるもの、あるいは昨今では帳じりを合わせるための臨時財政対策債というものも、これの一部として含まれるということであるようですが、そういった地方交付税。そして国からいただく国庫支出金。で、今回のテーマであります地方債、各自治体が事業推進するために借入れを起こしていく部分、そしてその他の雑入というか、そういったもの、地方税、地方交付税、国庫支出金、で、借入金というものが大体入ってる方の大きなくりと。

反対に出ていくものというのは、まず、かかわる方々の給与関係というか、人件費ですね。一般行政経費という言い方をしますが、町で事業推進するための単独の費用というんですか、そういったもの。で、入ってくる方に掲げた公債費、借入金は今までも何本もあるわけですから、それに対する返還分が出ていく方にもその公債費に対する返済部分。あと投資的経費と言われる1年の事業の内ではおさまらないような長期にわたるような事業費用というんですか、そういったものが出ていく方であると。

こういった構造、出と入りがあるようではありますが、今回その事業を行う出していくお金を考えるときに、どうしても今言った歳入の中で補わな

ければならない地方債と言われる借入金について、どうも最近是全国的に地方金融機関、要するに民間資金というんですか、そういったものについて借り入れが非常にしにくくなっているというふうに言われて、それも年々厳しさを増しているという専門家の意見がございます。そういった前提の中で、町では財政課が担当しておられるのか、会計課なんですか。実際に町としてそれを調達する役割の方々は、年々その苦勞が大きくなっているんじゃないかということを伺います。大和町の場合はどうなのかなということがございますので、その状況についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

次に、この地方公共団体金融機構という名の組織が新たに設置をされた。この機構というのは株主が全国の都道府県・市町村がその株主だと。全都道府県・市町村が株主だというふうに伺っております。その出資額の合計が166億円というふうに伺っておりますが、大和町分その中でどのぐらいあるのかなというふうに考えましたので、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

最後に、来年事業運営するための一般会計、今現在編成作業中だろうというふうに思いますが、その予算のうちの財源を補う、財源不足をこの地方債、町債というもので賄うんだらうというふうに思いますが、想定としてどのぐらいを見込んでいるのか。その見込んだものをどこから借り入れようとしているのか、そのめどを立てていらっしゃるのか、現時点での状況をお聞かせください。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのご質問、地方債に関するご質問でございますが、関連がありますので一括してお答えいたします。

まず最初に、資金調達に関する件についてでございますが、平成21年度の地方債計画によりますと、公営企業を含みます全体計画額は全国で14兆1,844億円で、うち財政融資資金が3兆9,340億円、27.7%、地方公共団体

金融機構資金が1兆8,330億円、12.9%、あと民間等資金が8兆4,174億円、59.4%となっております。

また、20年度に比較しまして、総額増加がありまして、額比較とすれば増加になっておるところでございますが、公的資金と民間等資金比率では、公的資金比率が4.1ポイント増加しております。この要因が資金調達の困難性のためであるか、そこまではちょっと不明でございます。

大和町の状況でございますが、一般会計分といたしまして、平成20年度の起債資金配分は、財政融資資金が2億8,700万円、44.8%、借換債を含めました銀行資金は3億4,200万円、53.3%、県資金1,200万円、1.9%となっておりますが、このうち銀行資金につきましては、町内の金融機関から調達をいたしておりますが、その調達協力について支障が出ている状況ではございません。

次に、地方公共団体金融機構への出資についてでございますが、地方公共団体金融機構は、平成21年の6月に地方公営企業等金融機構から改組されたものでございまして、出資金につきましては、その地方公営企業等金融機構、改組前の段階ですね、に対しまして平成20年度に行われたものでございまして、こちらに大和町の出資金は210万円でございます。この後、改組がされたわけでございますが、改組に当たって改めて出資はございませんでした。

次に、22年度予算におけます財源の不足分を補う町債額の想定に関するご質問でございますが、現在、町の予算編成作業中でございますが、最終額の見通しが立っていない状況でございますが、現時点でのお答えは難しい状況でございます。

しかしながら、予算編成方針通知に際しまして、22年度見込み試算を行ったところでありますが、あくまで自民党政権時代の8月の仮試算をもとに行ったものでございまして、その中では、地方全体で13兆7,000億円の歳入の不足が見込まれておりました。そのため、臨時財政対策債を含んで地方債を対前年比で10.9%増というふうに試算されておるところでございます。この試算に沿えば、22年度の財政対策債発行可能額につきましては、大和町でもその分プラスになるといいますか、可能額、枠ですね、という想定が立つところでございますが、基本的には必要事業の見きわめの

中で、地方債以外の財源を優先確保する中で最終的な地方債額の判断をしてまいりたいというふうに現在考えておるところでございます。以上です。

議長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

この資金調達が難しくなってるんじゃないかということについては、その原因かどうかは不明だけれども、実数で言うと 4.5ポイント増加しているというようなことで、これがどういう影響を及ぼしているかわからないということのようでありましてけれども、これですね、借り入れが困難になっているという状況は、これは町というか、自治体側に起因するものがあるということではない、実はないようなんですね。要するに貸し出す側、言ってみれば金融機関側の事業運営の事情が、こういう経済状況下も含めて自己資本比率の弱体化を防ぐだとか、あるいは企業の収益に貢献をするかどうかという、その事業、単純なその事業ベースでの見直しが、地方自治体という貸出先についても例外なく及んでいるというような状況がそうさせているというふうに言われているんですね。

お答えの中にあつた、大和町の場合には現在、民間からの借り入れについては全く問題ないですよというようなことであれば、それは大変結構なことだろうというふうには思いますが、背景としては今言ったような状況もありますし、十分な金融機関との情報交換なり、その対応なりを見誤ると、ひょっとするとどこかに支障が出てくるということが現象面としてあらわれる可能性がありますので、その辺について備えを怠らないということとは大切なのではないかなというふうに思うわけであります。

あわせて、この地方公共団体金融機構についてでありますけれども、それまでの公営企業金融公庫という名前からの改組というか、組織再編によって生まれた、それまでの特殊法人から自治体が共同で出資した形にしたというようなことのようにありますけれども、これによって、実際に私たちの町として、どういう変化、あるいはその出資金を出しているというこ

とは、大和町としてはそれなりのメリットがあるから当然出しているんだらうというふうに思いますが、どういう違いがあるんでしょうか、教えていただければと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

このことにつきましては、お話のとおり、本来、本来といいますか、もともとは公営企業金融公庫という組織があったところでございまして、これはこの名前のとおり公営企業に対する融資といいますか、そういった組織でございました。これが地方公営企業等金融機構ということで変わってきて、これにつきましては事業数が少し絞られて、逆に道路とか宅地造成とか、そういったものは対象外、土地開発公社とか地方道路公社には貸さないというふうな形の組織がえになっておりました。

それで、今度、それがまた改組になりまして、現在の地方公共団体金融機構という状況でございます。このこと、この組織につきましては、これまで工業企業債といいますか、公営企業ですね、が対象だったのを一般会計まで拡充するというので、一般会計にも貸し出しができますよという組織になったところでございます。

ただ、これらにつきましては町が使うというより、使うといいますか、の場合には国の方からここを使いなさいというような指定があってやるわけでございまして、現在、一般会計で町の方でこの金融機構から借り入れという実態はまだございません。今後、そういった部分については窓口が広がったといいますか、今まで公営、要するに水道とかそういったものだけの窓口がひとつ広がったという部分で、町の方にも、ここを使うようなというふうな国から指示が出てくる可能性はあるというふうに思いますが、現在のところはそういうことでまだ使っておりません。一般会計にも使えるようになった、窓口が広がったというふうな解釈だと思えます。

議 長 （大須賀 啓君）  
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

民間金融機関が仮にそういう厳しさを増しているというふうな状況の中では、今のお話からすると、この機構の役割というのは相当大きくなるんだろうというふうに思いますし、町としてもその利用価値については十分検討に値するのかなというふうに今のお話を聞いて感じたわけではありませんけれども、これ言ってみれば、協同組合的な発想で運営をされるような形になったようでありますので、そこの出資金の増減だとか、あるいは原資、要するに出資をふやしてくれだとか、あるいは原資にこたえるだとか、あるいは配当金をもらえるだとか、そういった民間企業並みの株主としての権利だとか、そういったものについての保障がされているのかどうか、そういったものについても、今回は聞きませんので、改組に当たって今までの組織と同じ流れで出資金も横にスライドしましたよということではなしに、十分な検証を行っていただきたいというふうに思います。

また、具体的に一般会計の来年度の予算での地方債の額が、今積み上げているから現在はまだわからないというようなお話ではありますが、これ先ほどの答えで見ると、20年度についての実績でいうと2億8,700万円と3億4,200万円と県資金で1,200万円ということで、これ6億ちょっととこの実績という見方でよろしいわけですね。今言ったような状況を勘案して、どうも緊急経済対策等々で予算規模が21年度も大きくなってますし、今回の第二次補正の国の動きなんかを見ても、来年度もせざるを得ないような状況の中で、ざっとした想像ではありますが、その6億円という実績をやっぱり上回っていく流れに当然なるのではないかとというふうに思うんですが、具体的な数字はないにしても、町長のそれに対する見解、いかがにお考えなのかお聞かせをいただきたい。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

20年度、大体6億円ということですが、言ってみれば、財政融資の方は3億弱、2億8,700万円ぐらいですね。それから今回庁舎建設の分が入っております、それが民間から借りておりますが、1億2,000万円ほど、あと高金利借換債、金利の安いものに切りかえたということがあって、それが2億1,600万円ということですが。

そういった中でございますので、その辺につきまして来年度もあるわけですが、できるだけ減らすということですが、臨時対策債につきましては、先ほど10.数パーセント伸びているということですので、単純に行くと4億円ぐらい借りられるような枠には出てくるというふうに思っております。ただ、それはもちろんすべて使うわけではございませんし、使えというものでもないものですから、その中でということですが、その辺につきましては町の方で切り詰めてほかの財源を使い、借入れの部分は少なくするという基本の中でやっていきたいというふうに考えております。全体としてそこまで、あくまで下の段階でございますが、去年の額につきましてはそういった特殊な事情がありますので、そういったものが差し引かれた数字、まるっきりその数字になっていくんではないかと今想定をしておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

この地方債の内容というか、借入先の内容についても財政融資資金だとか、これは国が主導しての公助というか、そういう言い方ができるもの、そして今回のテーマにさせていただいた組織、これは全国の互助みたいなものですから、これは共助の位置づけになるんだろうというふうに思います。自助、自分たちの町は自分たち独自でその資金調達をするんだという部分で、今言った民間金融機関だとか、あるいは町債の発行というか、町独自の債券を発行するというような手法もあるようであります。そういった選択肢、ざっと見た選択肢の中で、どうも流れとしては国も県も、もち

ろん私たちのこの町についても財政的な余裕というのは一つもないわけでありまして、自主自立というのがやっぱりキーワードだろうと。その重要性というのは相当大きくなってきているんだらうというふうに思います。そういった中で、やっぱり運営する側、執行する側としては、この選択肢がふえるということによって何がメリットとして生まれるかという、金利を含めた町側にとって有利な借入先を選択するということが最大のテーマになってくるんだらうというふうに思います。ですから、私申し上げた銀行等が仮に厳しさを増すということであれば、前回私テーマで取り上げました特会資金での運用だとか、選択肢としてなし得るものについては、メリットを最大限活用した中で、町長としては十分な選択眼をもって、町にとって何がメリットがあるのかということをも十分検証をするべきだらうというふうに思います。

終わりに当たって、この自主自立性を重んじた地方債の借り入れについて、どういう見識をもって運営をされるのかお伺いをしたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この財政計画といいますか、そういった形の中では、基本的には借り入れをするということをございますけれども、支払いよりも借り入れをしないと、借り入れの支払いをするにですね。そういうことによって全体を縮小していくことが基本というふうに考えております。その中で当然その借り入れをする部分につきましては有利な運用をしていくということが一番でございまして、銀行等、市中銀行といいますか、等の情報をいろいろとりながらやっていかなければいけない。

また、そういった今特別会計の運用ということもお話しいただきました。確かにそういったことも必要になってくると思います。ただ今特別会計といいますか、そういったものに対しての見方が、若干国の方の見方も変わってきているところがございまして、それを運用する手法といいます

か、考え方につきまして少々違った見方がされてきている経緯もございません。

一例を挙げますと、今回、大和町の役場庁舎の土地、黒川土地公で買ったところがございますが、それにつきまして、目的がはっきりしているものを土地公ではいかがなものかというご意見をいただきながら、今回買うといいますか、前倒しで買うというような措置もとらざるを、とらざるを得ないといいますか、とるようにやっているところがございますので、そういった見方がいろいろ少しずつ変わってきているところもございますので、そういったことも十分に調査研究しながら、おっしゃるとおり運用、一番いい方法で一番有利な方法で運用していくように、これからも努めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

(「これで私の質問を終結させていただきます」の声あり)

議 長 (大須賀 啓君)

以上で高平聡雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午前 11時 18分 休 憩

午前 11時 29分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。休憩前に引き続き会議を開きます。

10番浅野正之君。

10 番 (浅野正之君)

では、一般質問をさせていただきます。

その前に通告ではしておりませんが、議長からのお許しをいただきたいというふうに思っております。

まず初めに、私事でありましたが、4月に交通事故を起こしてしまいました。あくまでも自損事故ではありましたが、町当局、あるいは議会の皆さんに多大なるご迷惑したことをおわび申し上げておきたいと思っております。

現在順調に完治しておりますが、非常に体が若いために治りが早いというふうな先生のご診断もありましたから、あわせて報告させていただきます。

今後は、交通道德を守り法令を守り、安全運転に努めたいというふうに思っております。

これも通告外であります。きょうは何の日。6月定例会、9月定例会、今申し述べたように体の不都合ですることができませんでした。きょうは極めて記念となる日であります。恐らく皆さんご存じでしょう。昭和51年、1967年12月9日、東北縦貫自動車道の大和インターの開通日であります。恐らく町の皆さんは、きょうはどんな思いでおられるか、後でお気持ちをご紹介いただければなというふうに思います。

開通してから今年で33年目に当たります。東北の夜明けという希望を乗せて北へ北へと北進を続けてきた東北縦貫自動車道が12月9日に開通し、首都圏へ4時間半で結ばれることになったそうではありますが、当日は午前10時より関係者多数の出席の中、鶴巣パーキングにおいて開通式が行われたそうであります。いわゆる、きょうは大和町躍動の礎となる記念日であります。恐らく時の町長、浅野多一郎さんであります。現在の町長のお父さんであります。千思万考の思いで事業遂行のためにいろいろな苦労をしたんだらうというふうにご推察申し上げますし、今現在の町長、あるいは黒川郡、宮城県のために大和インターの果たす役割、物すごいものだと思います。もう一度再認識する必要があるのかなと思いつながりながらご披露させていただきました。

詳しくは、東北縦貫自動車道大和インターチェンジ、その建設報告書に詳しく書いておりますから、後でお目通しいただければと思います。

では、通告に従いまして、2件6要旨で質問させていただきます。

最初に、新年度予算編成についてであります。

政府の行政刷新会議が実施した「事業仕分け」、2010年度予算の概算要求のうち約450事業について、予算内容を完全公開の場で見直すという前代未聞の作業は、国民的関心となりました。傍聴者は1日400人と見込んだそうですが、最終日前日は2,600人、予想よりはるかに多く、事務局、スタッフとも反響の大きさに驚いたそうであります。

11月11日から27日にかけて通算9回にわたる作業には、計1万4,500人が来場、予算の形が見えたと評価の上がる一方、厳しい判定を受けた当事者からは、やり方が一方的との反論もあったようであります。

そもそもこの事業仕分けは、さまざまな目的で行われている多種多様な行政事業を、国民の目線で洗い直す作業であると認識しております。国民にとって費用に見合う効果を発揮しているか、あるいは現在の日本が直面する時代環境の中で、本当に国が支援する必要があるかなど、その論理の正しさをチェックするのだと私は解釈しております。国・地方の財政が逼迫する状況のもと、納税者の負託にたえない行政のむだを探すこうした作業は、国・地方を問わず、大変重要な仕事であると実感します。

上記述べたことを背景にしながら、次の点について町長の所見を伺うものであります。

最初に、要旨1、新年度予算編成に対する国、あるいは県からの予算編成に対しての留意点は何だったのか。

町の平成22年度予算編成については、昨日の町長のあいさつにもありましたが、現在は編成方針に基づく財政課ヒアリング調整を行っているところであると。

一方、財政見通しについては、8月の政権交代があり概算要求は白紙化となってしまった。また、連立政権による概算要求の再提出、あるいは政府税調の税制改正議論が継続中であると指摘されました。そして、金融の先行き不安や急激な円高、ドバイショック等が発生し、状況把握が難しいとの認識でありました。

そのようなことを背景にしながら、どんなことがあったのかということをもまずお聞かせいただければと思います。

続いて、要旨2であります。第四次総合計画に基づくローリングシステム計画に変更はないのか。

今、要旨1で述べたような環境の中でそのとおり実施できるのかどうかお伺いするものでありますが、この計画は3年ローリング方式で主な事業を計画しており、社会経済情勢の変化や事業の計画変更に対応するため、毎年調整するものであると定義しておりますが、これは大和町第四次総合計画に基づく第1次実施計画、私は平成21年から23年と理解してお

りますが、答弁書を見たときに24年とありましたが、どちらが正しいのか、あわせてお答えをいただきたいと思います。

要旨3であります。大和町版事業仕分けの採用について考えはないのかどうか。

これは事業仕分けを発案したのは、民間シンクタンクの構想日本という加藤秀樹さんという代表の方であります。この方は今回の国の行政刷新の事務局長を務めた方でもあります。現在、事業仕分けを実施した自治体がこんなにあったのかなと思うくらいありました。02年に6県1市、03年2県1市、04年2市、05年1県2市、06年3市、07年5市、08年10市3町、09年1府10市、また、年内に予定しておるのが1県4市であります。それで、実施予定分を合わせますと44自治体を数えるに当たっておりますが、大和町もそのような採用する考えがあるのかないのかお伺いするものでございます。1件目は以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)  
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、ただいまの浅野議員の質問にお答えをいたします。

最初に、新年度予算に対します国・県からの留意点に関するご質問にお答えいたします。

平成22年度の国の予算編成につきましては、現在、年内政府案作成との指示を受け、鋭意作業中でございます。これまでの状況につきましては前にも申し上げましたが、8月概算要求を白紙化しまして、改めての提出を受け、事業仕分け、行政刷新会議での整理・協議を受け、現在、財務省で査定作業中でございます。

この方法につきましては、政権交代というこれまで経験のない中で行われておりまして、マスコミ報道以外の詳細情報につきましては、国・県からも改めて届いていないのが実態でございます。

このような状況を受け、町の編成方針では、大和町として必要とされる事務事業について精査、優先性、工夫を加えた要求を指示しているところ

でございます。

一方、歳入に関しましては、町税、地方交付税、町債で町の収入の70%を占めますので、国の動向や政府税制調査会の審議状況を注視しているところでございますので、編成作業と平行して情報収集を行い、整合ある歳入予算編成と、それに応じた歳出編成を予定しておるところでございます。

次に、第四次総合計画に基づきます実施計画に関するご質問にお答えをいたします。

新たな総合計画に掲げました施策を展開するための具体的な事業を明らかにし、総合的・計画的に推進するために、本年6月に3年単位の第1次実施計画を策定したところでございます。

実施計画の基本的な考え方といたしましては、6月議会の際の全員協議会でご説明しているところでございますが、実施計画の策定につきましては、3年ローリング方式で行うこととしておりますので、計画期間15年間に第1次から第5次の5回、前計画の検証を行いながら次期計画を策定することとしております。

ただいま第1次ということでございまして、21年から24年でございますが、23年の誤りでございますのでご訂正いただきますが、23年までの3年間のうちに事業に着手をし、また、取り組む主要な事業を掲載しております。

実施計画は、事業の進捗状況や財政状況、社会経済情勢などに応じまして、事業の内容や見通し等について見直しを行う必要があるため、毎年度進捗管理を行いながらローリング方式によって計画内容を改定するものでございます。

議員のご質問であります第四次総合計画に基づくローリング・システムに計画変更はないのかについてでございますが、現実実施計画の各種事業につきましては、大きな変更はないところでございますが、国の経済対策に伴います各種交付金等の有効な活用を図るために、対応する事業を前倒しに実施することとしております。

基本計画中の保育所の公設民営化等による拡充整備事業や町内全域でのブロードバンド高速情報通信網の整備促進事業は、国の経済対策交付金や

公共投資臨時交付金等を活用して前倒しして実施いたしますほか、公共交通の充実強化の面での高速バス利用者のための駐車場整備事業にかわりまして、新庁舎の后背地におけます交通ターミナル整備事業への変更について、新たに実施計画に追加をしたところでございます。

実施計画につきましては、今後とも、社会経済情勢の動向や国の施策を見きわめながら適切に進行管理を行ってまいりますし、新たな事業の追加や変更内容につきましては随時報告してまいりたいと、このように考えております。

次に、大和町版事業仕分け採用に関する考えについてであります。事業仕分けそのものにつきましては、必要性、投資額、実施主体等について多くの視点をもって検討・判断することが目的なので、その方法は種々考案されるものと思っております。

大和町におきましても、予算編成に当たっては、おのこの事業についての必要性、優先性、費用額の妥当性や町が行うべき範囲なのかについては、毎年検討を行っているものでございます。平成22年度の予算編成に当たりましても、実施計画対象事業や新規事業の一定規模以上のものにつきましては、事業評価シートや補助金についてもシートの作成を義務づけをしまして、それぞれおのこのが全体的視点で評価し、そのシートに基づきヒアリング・協議を行うこととしております。

この方式で町民視点に立った評価・実施となるかについては判断の分かれる部分もあるかと思っておりますけれども、町の場合は、国等に比較しまして対象ボリュームもそれほど大きくなく、細部内容の見積もり要求がなされるものでございまして、比較的細部内容の把握ができ、その上での判断が可能とは思っております。

いずれにいたしましても、その必要性や所要経費を含めての判断に立ち、限られた費用で大きな効果を上げるものとして町に見合った方法があるのであれば、事業仕分けに限定せずに取り組む姿勢で考えておるところでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野正之君。

10 番 (浅野正之君)

再質問をさせていただきます。

要旨1、新年度予算に対する国、あるいは県からの留意点はないのかということで、そういう詳細な情報は、国・県合わせて届いていないということでもあります。

これは普通は毎年度あるんでしょうかね、どうでしょうか。毎年度、いわゆる財務省の前、大蔵省当時からそのような予算編成する場合において、いわゆる留意点、指摘事項があったのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

例年ですと、国の方針等を県を通じてといたしますか、国から県、県から町という形で来るところでございます。例えば「2009年骨太の方針」とか国の方針というのが出てくるわけございまして、それに基づいて国の考え方が示され、そして、それが県に来て、県から町にという、そういった説明はございます。今年度はないということです、ことは。

議長 長 (大須賀 啓君)

浅野正之君。

10 番 (浅野正之君)

いずれ国・県から、いわゆるそういうものがなかったんでありますが、当然新年度予算編成をするときに、前年度あるいは過去の年度、いわゆるいろんな材料を準備して再検討しながら新年度予算を編成するんだらうと思うんですが、そこで、一つだけ共通の認識をさせてもらえればと思うんですが、先ほども高平議員の質問にありましたが、町の標準財政規模に絡んで町債の残高について、その関係についてお伺いしたいと思いますが、過去に一般質問の中で私が一般質問をさせていただいたんですが、そのと

きの町の見解とすれば、健全財政を堅持するという面から見て、無理のない起債額の考え方についてお伺いした経過がありました。そのときの答弁で、町債の残高は標準財政規模の1.5倍なんだと。それであれば安全、あるいは健全財政を堅持するにはこういう考え方なんだというふうなことがありました。

例えば、少し前で失礼ですが、平成15年に町債残高91億9,240万円ほどありました。

そのときの標準財政規模が58億4,800万円ぐらい。その1.5倍であります。標準財政規模58億円に対して87億円ぐらいなんですね。もちろん町債残高91億9,000万円ですから、これがいわゆる財政健全という判定するに正論なのかどうか私も当時わかりませんし、現在も判断のしかねるところであります。

例えば昨年平成20年、町債残高76億3,000万円ぐらいですね、約。15年、16年、17、18、19と経年経過を見れば大分減ってきました。標準財政規模が20年度60億5,000万円、これを1.5倍すれば約90億7,800万円ぐらいであります。これは一つの目安だと言いながら、その考え方は現在でもそのような考え方をしているのかどうかお伺いしておきたいと思えます。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

借金というのか、借入金がどのぐらいあればいいかということで、あればいいかといいますか、ということで、今お話しのとおり、どうしても町の方では借入金も、言ってみれば公債ですね、なければ運営ができない状況にございますので、予算組みの中ではその借り入れをせざるを得ない状況にあります。このことは逆に言えば返済をしなきゃいけない部分が大いということがございまして、それがなければそれで間に合うのかということにもなってくるところでございます。

どのぐらいあったら健全かと言えればゼロが健全だというふうに、本来であればですよ、ということになろうかと思えますが、これは理想というこ

とになるというふうに思っております。

そういった中でございますので、1.5倍が標準ということで、標準といえますか健全といえますか、ことを以前に申し上げておるところでございますが、その時々収入の問題とか、税収の問題とか、税収の額の割合とか、そういったことも影響してくるといいうふうに思っておりますし、また、町の、何ていいますか、投資をする時期とそうでない時期とあると思うんですが、そういった町の計画の動きの中にもあろうかというふうに思います。したがって、この額で健全という言い方はなかなか実際言えない。できるだけ少なくしていく努力していくのが健全な方向に行く最善の方法ではないかというふうに考えておるところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）

どこまでいわゆる健全だという定義づけが、いろんな歳入構造、あるいは歳出構造等々によって違ってくるんだらうというふうには認識をしておりますが、それから、あわせて、経常収支比率も私は非常に気をとめている部分なんです、18年が88.2%でしたか、19年が89.3%、20年は86.8%と、いわゆる一つの目安である町村の75%を10ポイント以上も超えていると。当然経常収支比率、義務的なもの、あるいは給与等々ありますが、もちろん職員給与に関しては、行政の政策費の一部でありますから余り私は問題にしておりませんが、この経常収支比率をどうやって新年度のいわゆる予算編成のとき、どのような方針のもとに、いわゆる80%、あるいは70%台に持っていかうとするのか、その辺の基本的な考えをお聞かせをいただければと思います。

議 長 （大須賀 啓君）  
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この経常収支比率、財政の硬直化といいますか、そういったものの中でこれを直していくというのは非常に大きな課題でありまして、一番大きな問題、問題といいますか、お話しのとおり、人件費もございまして、また扶助費という部分がございます。扶助費の部分につきましては、今の社会の中でこの部分につきましては非常に、何ていいますか、自然増といいますか、そういった傾向に出てくるところでございますので、また、人件費につきましても人事院勧告等々で下げるとか、そういうこともあるわけでございますけれども、基本的にそれぞれの生活があるということ、この部分について非常に難しい、難しいといいますか、減ずるといいますか、そういったものについては苦勞、難しい部分がございます。そうなってきますと、やっぱり公債費の部分が、何ていいますか、大事になってくると思いますか、ただ、公債費につきましても今の段階で、将来的に下げたための手だてというものはできるわけですが、今もう支払っている部分があるわけですので、これについてもある程度動かさないというのがあります。ですから、そういった部分では一つ一つ詳細に細かく詰めていくということがまず一つでございますし、また、この公債費につきましては、現在ということもさることながら将来の運営につきましてもの影響ですね、そういったことも考えてこの公債費を使うといいますか、そういったことを考えながらやっていくということでございます。言ってみれば借金を少なくしていくということになるというふうに思いますが、これが来年にぱっと影響の出るものでもないところはございますけれども、そういった基本の考え方でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）

いずれ、財政の指標は一つの目安でありますし、もちろんその以前に今度は事業のあり方、あるいはそれに伴って歳入歳出のあり方、あるいは今どこの町村、あるいは自治体も歳出のいわゆるむだな歳出の削減というふ

うな考え、あちこちで言っておられますが、削減しても、いわゆるむだの定義というものは私もよく理解しておりませんが、常識的に考えるむだの削減ができるのであれば、幾らでもできると思うんですが、大和町の、さっき言いましたが、高速縦貫自動車道のきょう開通記念日ではありますが、事業の執行によって財政の体質も変わってくるわけでありますから、その辺を十分に検証しながら、希望のある22年度の予算編成にさせていただきたいということを申し上げまして、1件目の質問を終わらせていただきます。

議 長 （大須賀 啓君）

ここで休憩します。再開は午後1時とします。

午後0時01分 休 憩

午後0時58分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

少し早いんですが、皆さんおそろいですから、再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）

では、2件目に入らせていただきます。2件目は学校教育問題についてであります。

今、豊かな時代における教育のあり方が問われております。子供らはひ弱に育って、欲望を抑え切れず、子育ての親も地に足をつけた人生を送ることもなく、利己的な価値観やひとりよがりの正義感に走り、自分自身で考える創造力、自分から率先する社会的責任、勇気、忍耐力、他人を思いやる心を失いつつあると極めて厳しい見方をする人も少なくないと言われております。

一方、生涯学習基盤の育成という観点から、学校教育は生涯学習の基盤を培う重要な役割を持っており、とりわけ、生涯にわたる学習を行うに必

要な基本的な能力とみずから学ぶ意欲・態度を育成する上で重要であるとしております。

このような能力を育成するには、学校において児童・生徒の発達段階に応じて必要な知識や技術を確実に身につけることを通して、思考力、判断力、表現力などの能力を育成することを教育の基本に据える必要がありとしております。

以上、多元的な諸環境から次の点についてお伺いするものであります。

要旨の1であります。教育予算の観点から、町内小・中学校からの予算要求に対して、どのような対応をしたのかお伺いするものであります。

要旨の二つ目として、備品の充足率と現状は、教育の効果の観点からどのように考えておられるのかお伺いいたします。

三つ目は、学力を阻害する要因は何なのかをお伺いしたいと思います。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。教育長堀籠美子さん。

教 育 長 （堀籠美子君）

学校教育問題に関する質問にお答えいたします。

学校予算の予算要求につきましては、町の予算編成に合わせて実施しております。予算要求に当たっては、各小・中学校の教頭先生等担当者に対し説明会を開催し、町予算の編成方針を説明した上で、各小・中学校より予算要求書を提出していただき、教育総務課において取りまとめて財政課へ提出しております。

平成22年度の当初予算につきましては、現在、財政課において予算編成の作業中ですが、例年教育予算も他の予算と同様、要求どおり予算枠が確保されるわけではございません。それらについては、措置される予算の中で学校側と協議しながら優先順位を決定し、工夫を重ね、学校運営に支障のないよう予算を執行しているところでございます。

次に、備品の充足率と現状についてお答えいたします。

教職員にとって毎日の学校生活の中で欠かせないのが、学校管理に伴う

予算及び教育振興に伴う予算でございます。備品につきましては、各学年共通の備品と学年ごとの授業に必要となる備品に分類されておりますが、20年度、21年度とも学校から要求された予算は、おおむね予算措置されている状況でございます。このことから、充足率を把握しているところではありませんが、備品は十分に配備され、円滑なる授業が進められているものと考えております。

次に、学力向上に関する質問にお答えいたします。

ことし9月に全国学力学習状況調査の大和町の結果を公表いたしました。ご存じのとおり中学生はほぼ県平均と同じでしたが、小学生は昨年度同様、県の平均を下回る結果でございました。その要因はいろいろ考えられますが、学校・家庭・地域それぞれがその役割を認識して、子供たちを育てていく必要があると考えておりますが、その中でも学校の力が重要になってくることは言うまでもございません。

教育委員会としましては、今年度、県教育委員会の学力向上パワーアップ支援事業を受け、町内の児童生徒の学力向上に取り組んでおります。その一環として、大学教授や教育研修センターの指導主事の先生方等を講師として招いての研修会等を開催しております。

また、研究指定校として宮床中学校が学力向上サポート事業、落合小学校が外国語活動の研究、吉田小学校が生活科・総合的な学習の研究を実施して、教員の指導力向上を図っております。

家庭学習につきましては、町及び各校で「家庭学習のすすめ」を作成し、保護者や児童生徒に年度初めに配布し、家庭学習の推進に努めております。また、初めての取り組みとして、ことしのこの間もなくなりますが、冬休みには5、6年生を対象に学習支援員によるウインタースクールを各小学校で4日間開催し、学習の習慣化を図ろうと考えております。さらに、子供たちの学習環境の充実に向け、保護者や地域の方々にも協力をお願いするため、年明け1月には、まほろばホールで教育フォーラムを開催する予定でおります。

このように児童生徒の学力向上を図るため、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を分担して取り組んでいくことが重要と考えております。狭い意味の学力ではなく、議員がおっしゃるように思考力・判断力・表現力な

ど、これからの社会を生きていく子供たちに必要な生きる力を身につけさせていくためには、子供たちが安心して生活できる地域社会を私たち大人がつくっていく必要があると考えておりますので、ご理解をどうぞよろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）  
浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）

今の答弁に対して再質問をさせていただきますが、要旨1の予算要求に対してどのように対応したのかということではありますが、現在、財政課において予算編成の作業中であると。優先順位を決定し、学校運営に支障のない予算を執行しているところだというふうなことでありますが、具体的に教育費の割合、一般会計に占める教育費の割合ではありますが、平成16年度から20年度までではありますが、16年度は11.73%、17年が14.14、18年が11.52、19年が13.60、20年が11.29%、平均12.46%であります。この割合に関して教育長はどのような判断をしておるのかお伺いします。

と同時に、小・中学校の割合、一般会計に対してですね。16年が3.98、17年が6.12、18年が3.67、19年が5.86、20年が3.22、平均4.57%であります。この割合に関しての所見をお伺いします。

議 長 （大須賀 啓君）  
教育長堀籠美子さん。

教 育 長 （堀籠美子君）

お答えいたします。

議員が今おっしゃった数値の中で、非常に安定したパーセントの数字だと私はとらえているところでございます。また、小・中学校におきましては、時折差はあるんですけども、教育課程が変わりましたり、また中学校・小学校によっては必要とされるものが変わっているときがございますので、このようなパーセントをとっているということで、安定した決算の状況ととらえているところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）  
何を標準に安定していると言えるか、再度質問します。

議 長 （大須賀 啓君）  
教育長堀籠美子さん。

教 育 長 （堀籠美子君）  
大変行政改革をずうっと経て、教育費っていうのも随分その波を受けなければならないというふうに私としては内心ではそのようにしてきたんですけれども、絶えず安定のほぼ同額の額で来ているということが、私としては一番そのように考えている理由でございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）  
これはいわゆる教育効果を上げるための予算措置であるから、ほとんど全うしておるからそれでいいんだというふうな解釈で結構ですか。

議 長 （大須賀 啓君）  
教育長堀籠美子さん。

教 育 長 （堀籠美子君）  
実は、一概に言えなくて、とても他の予算に要求してお願いしたいところは、やっぱりその時々子供たちの状況が変わっておりまして、今ですと、やはり安定した授業を行うという意味では、子供たちの生活環境が変わっているということから、もう少し生徒指導に対する教員ですかね、人の配置はいつも望んでいるところですが、それ以外につきましては、私はいい予算だと思っているところです。

議 長 （大須賀 啓君）  
浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）  
これは文科省の学習指導要領といたしますか、それを含んだ上でもそういう予算措置がなされておったというふうな解釈でも結構ですか。

議 長 （大須賀 啓君）  
教育長堀籠美子さん。

教 育 長 （堀籠美子君）  
昭和60年ぐらいから交付税、国庫負担でなく地方交付税になってきてまして、各学校の状況によってその予算の要求というのが可能になりました。そして、時々その年々、教頭先生方に伺っているんですけども、教育課程に支障を来すような備品とか学校の予算ではないと報告を受けていますので。

議 長 （大須賀 啓君）  
浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）  
要旨2について少しお伺いしておきますが、いわゆる備品の分類についてであります。教育長の答弁によりますと、全学年共通の備品と学年ごとの授業に必要とされる備品に分類されると。二つなんだと。そして、いわゆる充足率については、そういう表現がないんですか、いわゆる充足率という。その辺ちょっともう一度お答え願いたいと思いますが、私のそれを調べた段階においては、備品には一般備品、あるいは教材備品、あるいは共通備品もその分類に入るんでしょうかね。このような認識をしておりますが、その辺のところを簡単に結構ですからお答え願います。

議 長 （大須賀 啓君）  
教育長堀籠美子さん。

教 育 長 （堀籠美子君）

備品と申しておりますので、今議員さんおっしゃられたものすべてトータルで考えております。実は、国庫負担のときは備品は学校の学年、それから学校、学級数とかっていうことで備品の基準が決められていたんですが、その60年以降、地方交付税になったときからは、ある程度の基準は示されます、教育課程が変わるたびに。でも、それを必ずというようなことではなくて、やはり学校や、それからその自治体の状況によつての編成が認められているところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）

充足率の分ではありますが、これは数字で何%というふうな表現をすることのできないものなんですか。この数値あるんですか、ないんですか。あるいは備品の使用年数と実態調査をなさっておるのかどうか。例えば理科の実験の器材、そんなにもつものじゃないと思う。試験管ぐらひは、あるいは消耗品に入るんですかね、その辺の違いもいろいろあると思うんですが、例えば暗幕に対してはどのような備品の位置づけをしておるのかお伺いしておきます。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長堀籠美子さん。

教 育 長 （堀籠美子君）

詳しくは数字で備品の充足率というのは調べていないんですが、一応教育課程を行うに当たつて備品がそろっているということで、委員会としてはそのように受けとめておりますが、ただ、消耗品に関しましては、これは毎年、教頭先生方からは出ているところです。また、例えば地球儀が実は学年に一つという割合なんです、学年のクラスが、例えば吉岡小ですと4クラス、5クラスあります。そういうときやっぱり一つでは足りない

という声は聞いております。

また、消耗品に話が戻って恐縮ですが、理科の実験のときで何かプロジェクターなり何なりそろえますが、そのものはいいんだけれども、年度の終わりごろになると消耗品としての電池とか、そういうものが時折買えなくなる時はあるということは聞いております。ですから、大和町においてのこの備品に関しては、もしかしたら消耗品についての配慮が必要なのかと。それから理科の、今議員がおっしゃったとおり、古い新しいですね、そのことについても配慮が必要だと考えております。廃棄処分をしては、もちろん台帳もありますので、それによって事務職員が上げてはきておりますが、そういう配慮が求められている現状でございます。

なお、学校では、予算を編成する場合には、各学校予算編成委員会を学校ごと持って提出をしてきているところでございます。

議 長 （大須賀 啓君）  
浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）  
いろいろ教材、いわゆる備品、あるいは何といいますか、教材といいますか、これを充足するために保護者からのいわゆる集金というんですか、徴収というのはあるんですか、ないんですか。

議 長 （大須賀 啓君）  
教育長堀籠美子さん。

教 育 長 （堀籠美子君）  
現在まで聞いておりません。ないと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）  
浅野正之君。

10 番 (浅野正之君)

それから、要旨3の件であります、学力向上を阻害する要因は何かということではありますが、答弁あったことはそれなりに理解をいたしますが、私が思うには、教師の、先生方の指導数、いわゆる教科書を教える時間、大体決まっておるんだと思うんですが、それ以外の生徒指導とか、いろんな雑務とか、あり過ぎるんじゃないか。それも少しは阻害している原因になっておらないかどうか、見解をお伺いします。

議長 (大須賀 啓君)

教育長堀籠美子さん。

教育長 (堀籠美子君)

議員の今回の質問に対して阻害している要因といいますと、阻害ですから、まずい状況を挙げることになって、今、学力を上げるには学校・家庭・地域ともどもそれぞれ一緒になってやっていかなきゃならないときに責めるようになってしまうということで、このような形で挙げておりますが、確かに議員のおっしゃることございます。それで、勤務時間とか勤務内容についても毎月学校から報告が上がってきているんですけども、かなり先生方はハードに働いていると思っております。特に生徒指導については、やっぱり相談的な機会がどうしても必要ですので、時間すぐはいはいって決まることではないので、それに費やす時間は多いのかなというふうに思っております。やはり会議などは随分整理されてきている状況です。行事もかなり整理されてきているんでないかなというふうには押さえているんですけども、今やはりそういう部門が議員の指摘された部分があると思っております。

議長 (大須賀 啓君)

浅野正之君。

10 番 (浅野正之君)

そういう問題のいわゆる認識を教育長がなさっているのであれば、どこ

かで改革を進めていかなければならないのは当然。これをどのような段階において、どのような機関に訴えれば解決の糸口が見つかるとお考えですか。

議 長 （大須賀 啓君）  
教育長堀籠美子さん。

教 育 長 （堀籠美子君）  
どのような機関というのは考えてはいないんですけれども、やっぱり教育委員会の中で、その現状について、定例の教育委員会で子供たちの様子について述べていく中からということですが、それは一番楽だろうということで、例えば教育相談員お二人配置してもらっておりますね。ああいう方々がいればという気持ちで、今そのほんの一例で、すぐ人に頼ると言われるんですけれども、やはりそういう方にいてほしいなという気持ちでおります。

議 長 （大須賀 啓君）  
浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）  
教育長、恐らく本音は言わないんだろうと思う。やはりもっと赤裸々に私は出してもらって結構なのかなと思います。ただ、それが大和町の教育委員会として解決できる問題、できない問題あるかと思います。やはり現場にいる教諭の、先生の声はやっぱり真摯に受けとめて、そういう環境配慮をなすべきだと思う。そうでなければ学力向上にはつながらないというふうに私は思っております。

もう一つ伺っておきますが、大和町の教育基本方針、毎年出しておりますね。これは平成21年度の分につきましては、2009年の1月27日に決定したものでありますが、これいろいろ収集してみたら、教育方針、いわゆる骨格となる部分でありますから、そんなにそんなに変更することはないんだろうと思う。大体同じであります、それぞれ年度の重点目標があるわ

けであります、学校評議員制度ありますね。これ平成十何年にあったんですが、本年は20年度はその文言が見当たりません。これはどのような経緯で学校評議員制をなくしたのか、それともあるいはまた重点目標として該当しなかったのかどうかお伺いしておきたい。

議 長 （大須賀 啓君）  
教育長堀籠美子さん。

教 育 長 （堀籠美子君）

大和町における学校評議員制度は本当にごく最近にできました。最初に吉岡小学校、それから吉岡中学校でしょうか、最初のころあったんですが、これは評議員制を置く置かないは校長の判断になっているものですから、その方向で校長先生が置きたいという場合に置いてほしいということに進めてきましたが、実際にはもう平成10年かそのぐらいからずっと置いている学校あります。うちの方はなかなか校長先生が外部の情報というのは、特に小規模校においては外部の方々が学校との出入りが多かったものですから、そのように情報をいただくということに余り心配がなかったということで置いてきておりません。ただ、中学校が再編されましたら、その中学校のないために小学校への情報が入りにくくなったということがありまして、つまり19年にはすべての学校に評議員制を置くことができましたので、それで外したというふうになっております。

議 長 （大須賀 啓君）  
浅野正之君。

10 番 （浅野正之君）

いろいろとお伺いし答弁をしていただきましたが、今現在、教育に求められることは即行動だというふうに私は思っております。どうぞ生徒の学力向上のために奮闘をお願いし、一般質問を終わらせていただきます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

以上で浅野正之君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

- 
- 日程第 3 「議案第 88号 大和町暴力団の利益となる公の施設の使用等の  
制限に関する条例」
- 日程第 4 「議案第 89号 大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を  
改正する条例」
- 日程第 5 「議案第 90号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例」
- 日程第 6 「議案第 91号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収  
条例の一部を改正する条例」
- 日程第 7 「議案第 92号 大和道路占用料等条例の一部を改正する条例」
- 日程第 8 「議案第 93号 平成21年度大和町一般会計補正予算」
- 日程第 9 「議案第 94号 平成21年度大和町国民健康保険事業勘定特  
別会計補正予算」
- 日程第 10 「議案第 95号 平成21年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算」
- 日程第 11 「議案第 96号 平成21年度大和町宮床財産区特別会計補正予算」
- 日程第 12 「議案第 97号 平成21年度大和町吉田財産区特別会計補正予算」
- 日程第 13 「議案第 98号 平成21年度大和町老人保健特別会計補正予算」
- 日程第 14 「議案第 99号 平成21年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算」
- 日程第 15 「議案第 100号 平成21年度大和町下水道事業特別会計補正予算」
- 日程第 16 「議案第 101号 平成21年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算」
- 日程第 17 「議案第 102号 平成21年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計  
補正予算」
- 日程第 18 「議案第 103号 平成21年度大和町水道事業会計補正予算」

日程第19「議案第104号 訴えの提起について」

日程第20「議案第105号 黒川地域行政事務組合理約の一部を変更する規約」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第88号 大和町暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例から日程第20、議案第105号 黒川地域行政事務組合理約の一部を変更する規約までを一括議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

では、議案書の方の1ページをお開きいただきたいと思います。

議案第88号 大和町暴力団の利益となる公の施設の使用等の制限に関する条例となります。

まず、本条例制定の背景について申し上げさせていただきます。

宮城県におきましては、行政対象機関に対する暴力団等反社会的勢力による違法または不当な行為を防止及び排除するため、地方公共団体が相互に連携・協力する組織として宮城県行政対象暴力対策協議会を設置し、全県的に公営住宅の住居や入札契約からの暴力団の排除を推進してまいったものであります。

今般、公の施設に関しましては、民間施設と比較して非常に低料金で利便性が高く、使用順位も多いものもあり、暴力団が資金獲得のため、例えばプロレス、歌謡ショーなどの興行や義理がけ行事、冠婚葬祭の行事に公の施設を利用する可能性もあることから、利用許可をしない条項に暴力団排除規定を設けることにより、暴力団の資金源獲得の可能性を断とうとするものであります。

これを受けまして、町としましても、今回、条例の制定をお願いをするものでございます。

第1条が目的であります。

この条例は、暴力団の利益となる公の施設の使用等を制限することにより、住民生活の安全と平穩の確保を図り、もって住民の福祉の増進に資す

ることを目的とするものであります。

第2条は、文言の定義でございます。

1号につきましては、暴力団についてであります。

2号につきましては、公の施設でありまして、町及び町の教育委員会で管理するすべての公の施設をいうものであります。

使用等につきましては、別表に掲げる公の施設の使用及び都市公園法の第6条第1項の占用及び大和町都市公園条例第2条第1項の各号に掲げる行為をいうものであります。

4号につきましては、使用等の許可権者の文言の整理であります。

第3条は、使用等の制限でございます。

第1項は、使用する者は、暴力団の利益になる使用等をしてはならないとするもの。

第2項につきましては、使用許可権者が、申請があった場合、暴力団の利益となる使用等に該当すると認めるときは、許可をしてはならないもの。

第3項は、使用許可をする際、暴力団の利益になると判明ができなかった場合でも、その後、明らかになったときは許可の取り消し、または使用等の停止を命じることができるものとするものであります。

第4条は、意見の聴取等ございまして、意見を聴取できる部分の規定でありまして、町長は、当該申請に係る公の施設の使用等が暴力団の利益になるかどうかについて、宮城県警察本部長の意見を聞くことができるものとするものであります。

2ページの上段の方ですが、この部分は、町から移管された教育委員会及び教育長についても同様な規定をしているものであります。

第2項の公の施設の指定管理者の部分でありまして、指定管理者の場合でも、町長に警察本部長に意見を求めることができるものと定めたものであります。

第3項は、それを受けて、町長は警察本部長に意見を求める内容でありますし、第4項は、その結果を指定管理者の方に通知をする内容となっているものであります。

第5条は、委任事項でございます。

附則としまして、この条例は、平成22年4月1日から施行し、同日以後の公の施設の使用等について適用いたすものであります。

2ページから4ページにつきましては、別表第2条に定めた町の施設の内容であります。58の施設と25の都市公園の部分を規定をいたしたものであります。

なお、条例の部分とは別に、この可決後、町と宮城県大和警察署等との間におきまして、暴力団の利益となる公の施設の使用を制限するための手続を定める部分の関係で必要な事項について協定書を結ぶ予定でございます。

また、この条例案件につきましては、県内各自治体でも同様な形で現在進めているような状況になっております。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、議案書の5ページをお願いいたします。

議案第89号 大和町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例改正につきましては、昨今の厳しい社会情勢に配慮しまして、このたび国の方で社会保険の保険料に係る延滞金を軽減するため、厚生年金保険法の一部改正があったことに伴いまして、市町村におきましても、後期高齢者保険料の延滞金について合わせて改正を行うものでございます。

別紙の条例議案に関する説明資料の1ページ、新旧対照表をお願いいたします。

新旧対照表でございますけれども、これにつきましては、第6条第1項の改正と附則の追加改正を行うものでございます。

第6条第1項につきましては、延滞金の利率、利子につきましては、これまで本来14.6%の延滞利率を1カ月間だけ7.3%と半分に軽減しておったものを、このたび、その1カ月間の期間を3カ月間ということで適用期間を

延長するものでございます。

また、附則としまして、この延滞利率 7.3%につきましては、7.3%という利子に限らず、日本銀行、日銀の定める特例基準割合、以前の公定歩合でございますけれども、それに4%を加えた率の方で低い方を採用するというふうに追加改正するものでございます。

現在、特例基準割合につきましては、公定歩合につきましては、先月、11月30日時点で0.3%ということになっておりますので、平成22年1月1日からは4.0%プラス0.3で4.3%の延滞利率を採用するということになるものでございます。

議案書の5ページに戻っていただきたいと思えます。

附則としまして、この条例は、平成22年1月1日から施行するものでございまして、それ以前のものにつきましては、従来の規定によるものでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

議案書の6ページであります。

議案第90号 大和町介護保険条例の一部を改正する条例でございます。

大和町介護保険条例の一部を次のように改正しようとするものでございます。

説明資料をお開きいただきたいと思いますが、新旧対照表でございます。

第13条の延滞金であります。先ほど町民課長からも説明がありましたが、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴うものでありまして、延滞金の利率につきましては、国税徴収の例に倣い、利率を年7.3%から年14.6%に改正いたします。それから、納期限から3カ月につきましては14.6%ではなく、年7.3%の割合で計算する旨の改正をしようとするものであります。

次に、附則であります、附則に次の1条を加えるものであります。

第7条といたしまして、延滞金の割合の特例規定であります、当分の間、第13条第1項に規定する延滞金の年7.3%の割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合が年7.3%割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とするものであります。

施行であります、議案書に戻っていただきますが、この条例は、平成22年の1月1日から施行いたしまして、改正後の附則第7条は、延滞金のうち同日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例によるものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）

議案書の7ページをお開き願います。

議案第91号 大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

あわせまして別冊の条例議案等説明資料、新旧対照表の3ページをお開き願います。

大和町農業用施設等災害復旧事業分担金徴収条例の一部改正でございますが、これにつきましては、去る10月7日から8日に発生いたしました台風18号により、本町におきまして、嘉太神で時間雨量63ミリ、累加雨量241ミリを記録し、この台風により農地の国庫補助災害1カ所、小災害としての農地、農業用施設32カ所の被害が発生いたしましたところでございます。この災害により災害復旧事業に対処するため条例の一部を、新旧対照表3ページのとおり、分担金を徴収する事業名記載してございますけれども、このとおり改正いたすものでございます。

議案書7ページでございますが、附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

議案書の8ページでございます。

議案第92号 大和町道路占用料等条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、占用料の徴収を定めます道路法第39条におきまして、地方財政法第6条に定める公営企業、これには水道、電気、ガス、交通、病院、市場、下水道等13事業が定められておりますけれども、これらからは占用料を徴収することができるかと規定されておりますが、その額及び徴収方法につきましては、条例で定めることとしているところでございます。本町の道路占用料等条例の第2条第2項第1号で徴収しないことと定めているところでございますが、本年10月21日に仙台市財務局より電話がございまして、仙台市では、仙台市ガス局よりガス管についてこれまで占用料を免除してきたところでございますが、来年4月より徴収する旨の連絡があったところでございます。これにより、仙台市と同様、本町におきましても徴収できるように改正するものでございます。

今回の改正によりまして、現在、小野から仙台北部中核工業団地までガスを敷設しているところでございますが、これらのガス管及び杜の丘に現在布設して使われております仙台市ガス局のガス管、これらについて4月から占用料を徴収するというふうにするものでございます。

それでは、条例の改正でございますが、新旧対照表につきましては4ページを参照いただきたいと思います。

大和町道路占用料等条例の一部を次のように改正するものでございまして、第2条第2項第1号中「第6条に規定する公営企業」の次に、「（ガス事業を除く。）」、これを加えるものでございます。

附則といたしまして、この条例につきましては、平成22年4月1日から施行するものでございます。よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

それでは、議案書の9ページをお願いいたします。

議案第93号 平成21年度大和町一般会計補正予算（第4号）でございますけれども、内容といたしましては、第1条歳入歳出予算の補正といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億9,726万5,000円を追加いたしまして、総額をそれぞれ98億6,805万1,000円とするものでございます。

内訳につきましては、第1表のとおりでございます。

第2条につきましては、債務負担行為の補正といたしまして変更内容のもの、第3条は、地方債の補正といたしまして追加及び変更の内容を定めたものでございます。

同じく議案書の14ページをお願いいたします。

こちらは第2表の債務負担行為の補正でございますけれども、21年度の当初予算におきまして、現在使用いたしております戸籍総合システムにつきまして、5年間の賃貸借期間が満了いたしますことから、新たに内容を更正し、5年間のリースの事務を進めるために債務負担行為として設定したものでございます。

内容の検討に当たりまして、現行のシステムにつきましては、死亡届けを受理した際に、他の町村では、その死亡者の年齢、住所等々につきまして、埋・火葬許可証、さらには浄斎場の使用許可証に自動的に記載がされるシステム内容になっているということでございますが、大和町のシステムにつきましては、その部分のカバーがされていないという状況のために、町民の利便性を高めるためにその内容を加えたシステムとしたいということで今回増額の変更をお願いするものでございます。

15ページ、16ページをお願いいたします。

こちらは地方債の補正でございますが、15ページにつきましては、災害復旧債につきまして新たに追加をいたすもの、16ページにつきましては、水道高料金対策の資金につきまして、20年度の決算に伴います水道の原水

の価格等々が明確になったことに伴いまして、計算によりまして記載できる範囲額が決定した内容によりまして変更をするものでございます。

それでは、事項別明細書をお願いいたします。3ページをお願いいたします。

今回の補正の歳入部分でございますが、1款2項1目の固定資産税につきましては、全体の歳出見合いの中で現状で対応できる部分について、固定資産税の追加を計上いたしましたものでございます。

9款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金、基地交付金でございますけれども、こちらは決定通知がありましたことから減額補正をするものでございます。

13款1項3目災害復旧費分担金につきましては、先ほど分担金条例で説明がありました農地災害復旧に要します分担金について計上いたしましたものでございます。対象につきましては1件の予定でございます。

14款1項1目総務使用料の公共物使用料につきましては、21年の当初に道路の占用料等の条例の改正を行ったところでございますが、こちらは最近の地価動向から固定資産の評価が下落していると。そういったことから、使用料の単価についてもそれらを反映させるということで、公共物につきましても単価改正を行ったところでございますが、今般、21年度にかかります使用料納入の通知、調定の整理を行いまして、最終的な金額の見通しが立ったことから減額補正をするものでございます。

15款1項1目の民生費国庫負担金につきましては、児童手当に係る部分の国の負担部分の計上でございます。

2目災害復旧費国庫負担金につきましては、こちらも農地災害同様、台風18号によります災害復旧に要します経費で、公共土木におきまして補助災害復旧に伴います収入を計上したものでございます。

2項の国庫補助金の2目民生費国庫補助金につきましては、次世代育成支援対策交付金につきましては通知額との調整でございます。3節の子育て応援特別手当給付事業交付金につきましては、いわゆる21年度版の子育て応援特別手当として21年度で補正計上させていただいたところでございますが、今般の政権交代によりまして事業取りやめという中止の通知がありましたところから、補助金に係る部分について減額補正をいたすもので

ございます。

3目土木費国庫補助金につきましては、天皇寺高田線の隣接する部分、新庁舎の北側部分に該当しますが、交通ターミナル事業を今般、前倒しで整備をしようとするに当たりまして、国の補助分10分の5.5、55%分を計上したものでございます。

5目教育費国庫補助金につきまして1節につきましては、私立幼稚園就園奨励費の補助金について通知額により補正をいたすもの、小学校費・中学校費につきましては、交付税への算入というのが基本になっておりましたことから当初は計上してございませんでしたが、要保護・準要保護特別支援教育等に要します経費につきまして通知額により補正を行うものでございます。

16款1項1目民生費県負担金、4ページ、5ページにかけましては国の負担金同様、児童手当にかかわります県の負担部分の補正計上でございます。

2項の県補助金につきまして、民生費県補助金につきましての障害福祉費補助金につきましては通知額に伴うもの、3節の児童福祉費補助金につきましては産休代替の2名分に対します補助計上でございます。

3目の農林水産業県補助金は、農地・水関係での通知額に伴います補正。

5目の教育費県補助金につきましても、放課後子供プラン推進にかかわります通知額に伴う計上。

7目のふるさと雇用再生特別交付金につきましては、21年度補正計上を行ったところでございますが、入札執行に要します経費が少なくなったことから、その部分についての減額補正でございます。

8目緊急雇用創出事業補助金につきましても、ふるさと雇用同様、入札の差金と今後分との調整を含めまして計上いたしてございます。

11目の農林水産業施設災害復旧費補助金につきましては、農地災害部分につきましては県からの助成ということで、その部分の計上でございます。

16款の3項委託金につきましては、統計調査に要します経費の通知額に伴います補正計上。5節選挙費委託金につきましては、8月30日執行いた

しました衆議院議員選挙執行に伴います精算整理でございます。

17款2項の財産売却収入につきましては、リサーチパークに関連いたしまして県との土地交換部分がございましたが、既に売却をいたしましたホーム建材に隣接する土地部分がございましたので、そちらにつきまして協議の結果、買い取りをしたいという協議が整ったことから、その部分の補正計上が主なる内容でございます。

18款の寄附金の1目総務費寄附金につきましては、宮城県の外郭団体としてございました財団法人宮城県地域振興センターにつきましては、平成21年度で解散が行われましたことから、そちらの余剰財産部分につきまして、当初の出捐部分に応じた形でおのこの町村へ寄附金という処理がされましたので、それを受け入れた内容でございます。

5目のふるさと寄附金につきましては、株式会社スズデンの役員4名の方より、ふるさと寄附金をいただいた金額の計上でございます。

19款繰入金2項の基金繰入金につきましては、町長の冒頭のあいさつにも記載をいたしましたけれども、1目の財政調整基金繰入金につきましては、今般、前倒して交通ターミナル整備を行うこととしたことから、先ほどの55%の裏分45%相当分につきまして、財政調整基金から繰り入れて事業執行に充てるものでございます。

2目の庁舎建設基金繰入金につきましては、これもあいさつに記載してございましたけれども、1点は、庁舎の建設事業の最終的な総事業費等々の見通しが立ちましたことから、当初、黒川地域土地開発公社により2億4,000万円分の土地取得を行っておりましたが、その一部につきまして、1億5,000万円部分を今般プラスして21年度総額1億8,000万円になりますが、買い取りをするために庁舎基金から繰り入れ充当するもの、それから、3月に庁舎完成いたしますけれども、工事と並行して備品納入される部分について支払いが生じますことから、22年度予定分を繰り上げて歳出計上しましたことから、それに要します経費を計上したものでございます。

7ページをお願いします。

20款1項の繰越金につきましては、20年度からの繰越金を計上したものでございます。歳出との見合いで200万円弱残りを残しての計上とさせて

いただいております。 21款4項受託事業収入につきましては、相川堰の排気弁等の修繕に要します経費につきまして受託を受けましたので、その費用の計上でございます。

5項雑入につきましては、年金業務関係、農地・水関係、その他の収入といたしましては後期高齢者の医療費の精算部分について計上いたしました。

22款の町債につきましては、先ほど地方債の部分でご説明申し上げました水道高料金対策部分、それから災害復旧部分につきまして計上したものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

暫時休憩します。休憩時間は10分間とします。

午後1時55分 休 憩

午後2時04分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

事項別明細書の8ページでございます。歳出の方になります。

1款1項1目議会費、この2節給料、3節職員手当等、4節共済費につきましては、人事院勧告に基づき給与条例等の改正により、それぞれの節の調整を行ったものであります。以下、人件費に係る部分の各科目等の説明は省略させていただくものでありますので、よろしく願いをいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

それでは、8ページの下の段、3目の財政管理費でございますけれども、こちらは歳入の際ご説明申し上げました、ふるさと応援基金寄附金をちようだいした部分につきまして基金への積み立てを行うもの、5目財産管理費の委託料の減額につきましては、新地方公会計への移行の準備を進めてございますけれども、そちらの準備に当たりまして公共財産台帳の基礎データを作成することといたしまして委託・入札を行いました結果、差金について減額をするものでございます。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

それでは、9ページをお開き願います。

6目企画費のうち13節委託料につきましては、町民バス運行業務委託の入札執行残分について精算見込みにより減額補正するものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

7目電子計算費であります、11節及び12節につきましては、みやぎハイパーウエーブ回線の変更・修繕及び回線使用料等の精算見込みより減額といたすものであります。13節委託料につきましては、電算機器の保守点検、ソフトウェア保守点検の精算見込み分、14節使用料につきましても、基幹サーバ、バックアップサーバ等の借上料の精算見込み分により減額といたすものであります。

9目交通対策費につきましては、交通安全広報車、トヨタエステマのハイブリッド車であります、2台に係るスタッドレスタイヤ8本の購入費に充てるものであります。このタイヤにつきましては、昨年度の防衛事業

補助により購入し、東側の第二車庫の奥の棚に保管をしておいたものでありますが、去る11月4日に職員がなくなっていたことに気づき、大和署の方に被害届を出しましたものであります。10月30日の夜間から11月3日にかけて盗難に遭ったものと思われるものでありまして、大和署で現場検分を行ったものの、犯人の足跡や有力な証拠の発見には至らなかったものであります。事件発覚後の対応としましては、盗難の事実と保管・管理の注意について直ちに各課に周知を行うとともに、第二車庫にはセンサーライトを設置したものでございます。

続きまして、10目の無線放送施設管理費の委託料であります。子局用の蓄電池の交換業務委託の精算見込みにより減額といたすものでございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）  
環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

11目女性行政推進事業費でございます。1節報酬につきましては、男女共同参画第2次推進プラン作成に伴います大和町男女共同参画推進審議会開催に伴うものでございます。9節旅費につきましては、同じく男女共同参画推進審議会に伴う委員の費用弁償でございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）  
総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

12目の庁舎建設費でございます。7節賃金につきましては、緊急雇用創出事業に係ります事務補助員に係るものでありまして、新庁舎移転に伴う現有備品等の整備に充てる分として2カ月分の6名の賃金になるものであります。11節の需用費につきましては、文書整理用のファイル、ラベル紙等の消耗品に係るもの、17節公有財産購入費につきましては、新庁舎用地に係る黒川地域土地開発公社よりの取得分に係るものであります。18節の

備品購入費は、新庁舎建設工事の施行にあわせ設置する議場の什器、放送設備や庁舎関係の受付等のカウンター、会議室関係の放送設備、監視カメラ等の備品になるものであります。

続きまして、10ページの方でございますが、2款4項1目の選挙管理委員会費の方になります。

選挙管理委員会費の11節需用費につきましては、政治活動看板用の標章の購入に充てるものであります。12節につきましては、投票時間の短縮等に関しましてアンケート調査を行おうとするものでございまして、12月2日現在の選挙人名簿登録者数が1万9,777人の約35%に当たります7,000名に係ります郵送料となるものであります。

4日衆議院議員選挙執行費につきましては、去る8月30日執行の第45回衆議院議員総選挙の執行経費の確定見込みにより、それぞれ1節から13節まで減額といたすものであります。

11ページの方になります。

5項1目統計調査費でございます。指定統計調査としまして今年度、工業統計調査、農林業センサス調査、経済センサス調査のほか、平成22年に予定されております国勢調査の調査区設定等に係る経費の部分でございます。1節報酬につきましては、農林業センサス調査員等の見込み分、3節職員手当等につきましては、職員の調査事務説明会等の時間外勤務、7節賃金につきましては、調査事務補助員に係るものであります。8節から14節につきましては、それぞれの事務費等の見込み分を減額といたすもの、あるいは振り替えを行ったものであります。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

12ページ、3款の民生費であります。

1項1目社会福祉総務費13節委託料であります。憩いの家たんぽぽにつきまして、建築基準法第12条に基づく定期報告対象建築物になっておりますことから、調査報告書作成に係る業務委託料の計上であります。28節

繰出金は、国保会計に対する人件費調整分の減額計上であります。

2目老人福祉費15節工事請負費であります。来年2月の設立総会に向け準備を進めておりますシルバー人材センター事務所開設に伴う電話設置工事費及び作業用機材整理用棚の設置工事に係る計上であります。19節負担金補助及び交付金であります。負担金につきましては、県国保連合会、低所得者利用者負担対策事業とも、特養入所者における介護保険利用者の低所得者負担軽減対象者の利用見込み数により減額計上いたすものであります。補助金であります。地域福祉活性化事業は、隣組いきいきサロン事業における各実施地区における補助算定の人数割補助においての確定見込みによる減額であります。町老人クラブ、老人クラブ連合会補助であります。町老人クラブ連合会に対する補助金におきまして、会員割補助金の確定見込みによる減額であります。シルバー人材センター設立準備委員会補助金につきましては、来年4月からの法人活動の準備といたしまして、アルミ三脚、植栽剪定用機器、発電機、車両リース代等の準備経費に対する補助であります。

次のページであります。13ページ、障害者福祉費であります。13節委託料は処遇改善助成等の制度改正に伴う障害福祉サービスシステムの改修業務委託料であります。19節負担金補助及び交付金で補助金であります。県事務処理安定支援事業であります。障害者自立支援法施行に伴う事務処理に係る業務が定着するまでの間、職員を効果的に配置することにより事務処理の適正化を図るものでありまして、施設の入所者数に応じて算定いたすもので、あさひな学園ほか2事業者に対する計上であります。県新事業移行促進事業につきましては、障害者自立支援新体系への移行に係る利用者及び家族等への説明、契約書の作成等の諸経費補助でありまして、施設等の見込み人員等による計上であります。ケアホーム重度障害者支援体制強化事業は、給付費の障害者自立支援給付費への移行による減額計上であります。以上であります。

それから、23節であります。償還金利子及び割引料につきましては、障害者自立支援給付費等の精算により国・県への返還金の計上であります。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

続きまして、6目でございます。後期高齢者福祉総務費28節の繰出金につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。人件費の調整によるものでございます。

次に、3款民生費2項2目児童措置費でございます。児童措置費の19節の交付金につきましては、さきに財政課長説明のとおりでございますけれども、平成21年度の経済危機対策の一環でございました、子育て応援特別手当給付事業の給付金を全額減額をさせていただくものでございます。これにつきましては8月に内示がありまして、その後予算措置したところでございますけれども、10月15日をもって事業停止ということになったものでございます。今回の補正につきましては給付金相当分を減額するわけでございますけれども、事務費につきましては、執行部分もございましてということで補助対象分を残しまして、3月に精算する予定でございます。20節の扶助費につきましては児童手当でございます。これにつきましては4月当初より約50人ほどふえたということによる増額でございます。主に転入者による増でございます。23節の償還金につきましては、児童手当の平成20年度分の国庫負担相当分につきまして実績・精算に基づき返還するものでございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

4目の保育所費でございます。7節賃金につきましては、大和・もみじヶ丘各保育所の臨時保育士、週休代替保育士、パート保育士の確保についての追加計上分でございます。12節役務費につきましては、次年度における臨時保育士の早期確保を図るため、有料による職業紹介を受ける手数料等の計上であります。13節委託料につきましては、大和・もみじヶ丘各保

育所の建築基準法に基づく定期報告対象建築物調査報告書の作成による委託料の計上であります。18節備品購入費につきましては、もみじヶ丘保育所増築に係る保育室用机、いす、テーブル、オルガン、調理室用消毒保管器、冷蔵庫等の計上であります。以上であります。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

5目児童館費でございます。7節につきましては、各児童館に緊急雇用創出事業で配置しております8名の児童学習支援員の精算見込みによります減額補正であります。13節につきましては、もみじヶ丘児童館の建築基準法第12条に基づきます特殊建築物定期調査報告書作成にかかわる業務委託の計上であります。

議長（大須賀 啓君）

環境生活課長高橋 完君。

環境生活課長（高橋 完君）

15ページをお開き願います。

4款衛生費でございます。1項1目保健衛生総務費の24節投資及び出資金につきましては、水道事業への出資金でございます。28節繰出金につきましては、戸別合併処理浄化槽特別会計について減額補正するもの、また、水道事業会計へ増額するものでございます。

3目環境衛生費19節負担金補助及び交付金につきましては、クマ駆除活動分についての町有害鳥獣被害対策協議会に対する負担金でございます。以上です。

議長（大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）

16ページでございます。

5款1項3目農業振興費の11節需用費につきましては、農地・水・農村環境保全向上活動支援事業による推進交付金の増額に伴いまして補正計上いたしましたものでございます。

5目農地費の15節工事請負費につきましては、受託事業により町が相川堰電動排気

弁等の補修工事に要する費用を補正計上いたしましたものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、農地有効利用支援整備事業として国の補助を活用して実施する、富谷北部土地改良区に係る排水路堆積物撤去についての補助金を補正計上いたしましたものでございます。

6目水田農業構造改革対策費の19節負担金補助及び交付金につきましては、水田農業構造改革対策推進費として水稻直播栽培普及推進事業の確定見込みにより、補助金を追加計上いたすものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

17ページをお開きをいただきます。

7款土木費でございます。下段の2項道路橋りょう費1目の道路維持費でございます。11節需用費につきましては、台風18号被害の中で土砂撤去等比較的簡易な作業で早急に回復できるもの8カ所ございまして、その修繕に要するものでございます。主に宮床方面、町道五寺坊線ほかでございます。

18ページの道路新設改良費でございますが、7節、11節、14節につきましては、国交省補助事業の事務費の組み替え調整によるものでございます。12節の手数料につきましては、交通ターミナル用地の不動産鑑定に要するものでございます。この用地取得に関するものでございますが、交通ターミナル整備事業に関しましては、別冊の議案説明資料をお開きをいた

だきたいと思いますが、町道天皇寺高田線交通ターミナル整備事業関係の資料でございます。

この1ページ目でございますが、この事業の概要でございますけれども、通勤・通学にかかわります仙台市等への時間がありますけれども、この時間距離の短縮が町の課題であるというふうな形で載せております。また、今後、企業進出に伴います交通混雑対策が今後必要となってくるという内容を前段書いてございます。

後段の、このことから大和町中心部（町内各方面から等距離）に交通ターミナルを整備し、特定道路への集中緩和を図るとともに、町民バスの結節機能により乗りかえ移動利便性を高めるものであり、あわせて、高速バスの利用増進を図り、仙台市への時間距離短縮を図ることによって、大和町のポテンシャルのさらなる向上に寄与するものであるというふうなとらえ方で事業に取り組むということでございます。また、側面としてはCO2削減の効果も期待できるとしたものでございます。

場所でございますが、大和町吉岡南でございます。

面積につきましては7,272.53平米。

事業着手年度でございますが、平成21年度本年度からスタートしたいと。

概算の全体事業費は3億円と見ております。

計画駐車台数は300台を想定しておるものでございます。

今後の事業スケジュールでございますが、本年度におきましては基本設計を現在発注しておりまして、3月10日までの期間で作成に取りかかっているところでございます。もう一つでございますが、対象地の用地取得がございまして、これに今回取り組もうとするものでございます。来年度になりまして、事業実施施設の詳細設計、実施設計の策定と施設整備、整地等の整備を考えているところでございます。23年度において残るターミナルの施設整備を考えているところでございます。

事業箇所につきましては裏面のとおりということでございまして、役場の新庁舎の北側に接する吉岡南第二土地区画整理組合の事業地の旧保留地、公共施設用地でございますが、91街区の2画地でございます。

また、1ページに戻っていただきまして、現在、基本設計を策定してお

りますけれども、事業内容として8項目掲げてございます。将来の需要予測から事業パスまでの内容で現在進めているところでございます。このような事業の取り組みで進めていきたいと考えているところでございます。

それでは、事項別明細書の方に戻っていただきたいというふうに思います。

15節の工事請負費でございますが、町単独分につきましては、もみじヶ丘幹線6号線、これはもみじヶ丘の3丁目の方の小学校への通学路になっている部分でございますが、ここの歩道段差修繕工事に要するものでございます。それから、防衛省の補助事業分につきましては、17節の土地購入費、これが確定をしておりますので、これに伴いまして用地費が減額となる分について工事費に組み入れて執行しようとするものでございます。17節の土地購入費につきましては、ただいまご説明を申し上げました交通ターミナルの用地を取得する費用として国交省補助事業として取り組もうとするものでございます。また、防衛省補助事業での取得予定していた用地取得が完了したことによる執行見込みにより減額するものでございます。

4目の交通安全施設整備事業費でございますが、15節工事請負費につきましては、区画線の修繕等工事を予定するものでございます。16節の原材料費につきましては、執行見込みにより減額をするものでございます。

19ページをお開きをいただきます。

5項住宅費1目の住宅管理費でございますが、11節の需用費につきましては、木造住宅の雨漏り等の小破修繕及び蔵下1号棟、西原3号棟、ここについてます各戸の水道メーターでございますが、これの交換に要するものでございます。法定で8年で交換ということになっておりまして、今回交換するものでございます。12節の役務費につきましては、木造住宅解体3棟でございますが、これに伴います水道廃止料でございます。15節の工事請負費につきましては、蔵下住宅で1号棟の屋根の防水工事、これが完了したことによります減、不用額となるものについて減額をするものでございます。16節の原材料費につきましては、蔵下住宅1号棟と、西原1号棟に係る水道メーターの購入に要するものでございます。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

8款1項3目消防施設費になります。13節委託料につきましては、消防団呼び出し装置の保守点検委託に係る部分、18節備品購入費につきましては、消防積載車、無線装置のそれぞれ精算見込みにより減額といたすものであります。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

9款1項2目事務局費です。20ページをお願いいたします。

19節の補助金につきましては、幼稚園教育振興費として、みやの森幼稚園、もみじヶ丘幼稚園、それぞれ幼稚園児の増により追加計上するものであります。幼稚園就園奨励費につきましては、国の補助単価が改正されたことに伴い追加計上するものであります。

9款2項2目教育振興費の11節につきましては、全小学校の児童を対象にした学力調査で、当初全学年2教科実施を予定としていたものを、3学年以上を4教科実施することに変更し、不足する1教科340円分の人数分について補正計上するものであります。13節につきましては、ふるさと雇用再生特別基金事業により業務委託しております学校図書支援員と特別支援学級支援員の業務委託、これによります精算見込みによります減額であります。20節につきましては、要保護及び準要保護児童生徒援助費、特別支援教育就学援助費につきましては、それぞれ今後の見込みも含めまして追加計上するものであります。

9款3項1目学校管理費14節の車借上料につきましては、大和中学校におけるスクールバス運行において年間運行日数250日で契約しておりますが、部活動等による運行日数の増加による追加分と、それから新人大会等各種大会参加の増による追加補正であります。

2目教育振興費11節及び12節につきましては、13歳の社会への架け橋づくり事業に要する経費で、不足します消耗品代と保険料であります。13節につきましては、学校図書支援員業務委託の精算見込みによります減額であります。20節につきましては、要保護及び準要保護児童生徒援助費につきまして今後の見込みを含めまして増額、特別支援教育就学援助費につきましては、今後の見込みを含めまして減額による補正計上であります。

議長（大須賀 啓君）

生涯学習課長八島勇幸君。

生涯学習課長（八島勇幸君）

21ページをお願いいたします。

4項社会教育費1目社会教育総務費でございます。先ほど財政課長説明いたしました放課後子供プラン推進事業費補助金が確定いたしまして、23万1,000円減額に伴う歳出の事業費調整でございます。8節、9節、11節、12節、これらをもちまして事業費の調整を図ろうとするものでございます。

続きまして、22ページをお願いいたします。

5項保健体育費4目総合運動公園管理費13節委託料につきましては、総合体育館建築基準法第12条の規定に基づく定期点検報告書作成委託に要する経費でございます。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

7目学校給食センター費の13節につきましては、学校給食調理等業務委託の額の確定によります減額補正であります。15節につきましては、食缶の消毒庫電源工事に係る補正計上であります。

議 長 （大須賀 啓君）

産業振興課長庄司正巳君。

産業振興課長（庄司正巳君）

10款 1 項農林水産施設災害復旧費でございますが、去る10月7日から8日にかけて発生しました、台風18号によります農業用施設及び農地災害復旧費であります。

1 目農業用施設災害復旧費につきましては、単独災害復旧費でございます。15節工事請負費は農道6カ所に係るものでございます。19節負担金補助及び交付金につきましては、農業用施設小災害復旧事業分でございます。水路12カ所、頭首工3カ所、ため池2カ所の計17カ所でございます。事業費の40万円を限度に70%を補助するものでございまして、所要額を補正計上いたしております。

2 目農地災害復旧費につきましては、単独・補助の災害復旧費でありまして、11節、14節、15節分が補助分でございます。19節は単独分でございます。補助分につきましては宮床高山の水田1カ所でございます。11節が消耗品、14節使用料及び賃借料につきましては、著作権使用料として建設物価調査会、経済調査会へ労務資材単価利用に係る権利使用分を計上いたしております。15節工事請負費につきましては、災害復旧工事に係る所要額を補正計上いたしております。単独分は、吉田地区の水田9カ所でございます。これは19節負担金補助及び交付金として事業費の40万円を限度に70%を補助するものでございまして、所要額を計上いたしております。

次に、別紙の説明資料をごらんいただきたいと思います。

初めに、表紙の次でございますけれども、農業用施設等災害復旧事業箇所調書でございます。

一番上の1、国災でございますが、これ1カ所、宮床高山地区に係るものでございます。被害状況は、記載のとおりでございます。

2の小災害につきましては全部で32カ所ございまして、田んぼが9カ所、水路12カ所、頭首工3カ所、ため池2カ所、農道6カ所でございます。全部で33カ所でございますが、地区別で申し上げますと、吉岡地区が

1カ所、宮床地区2カ所、吉田地区28カ所、鶴巣地区2カ所でございます、吉田地区が全体の85%となっております。

次のページに工種ごとの位置図を記載しておりますので、参考にしていただきたいと思います。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長（高橋 久君）

それでは、23ページをお開きいただきたいと思います。

2項の公共土木施設災害復旧費でございます。

あわせて、別冊の議案の説明資料でございますが、台風18号公共土木災害復旧事業関係、都市建設課分の資料をお開きいただきたいと思います。

まず、台風18号による公共土木災害施設復旧一覧表をごらんいただきたいと思います。災害箇所につきましては17カ所ございまして、このうち①と②が事業費60万円を超える国災、国の補助事業による災害復旧事業に取り組むものでございます。これにつきましては、町道若畑線と町道台ヶ森線の2カ所でございます。町単独災として取り組みますが、道路関係では③から⑭までの12カ所でございます。河川災害として取り組むのは、⑮の準用河川小西川から17番の中峰調整池までの3カ所になっておるものでございます。

位置につきましては、裏面の位置図を参考とさせていただきたいと思います。今回の災害の箇所につきましては、吉田川沿い、あるいは八志田堰用水の付近に集中している状況でございます。青で表記したのが国災の取り組む箇所で2カ所でございます。そのほかにつきましては町単独災で取り組むといったものでございます。

それでは、23ページの内容につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

1目道路橋りょう費の災害復旧費でございますが、15節の工事請負費につきましては、国災2カ所、単独災12カ所に係る道路工事に関するもので

ございます。11節需用費につきましては、補助事業に係る事務費でございます。

2目の河川災害復旧費につきましては、先ほども申しあげました3カ所に係る工事請負費でございます。よろしくお願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長 （瀬戸啓一君）

それでは、議案書の17ページお願いいたします。17ページでございます。

議案第94号 平成21年度大和町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算でございます。

平成21年度大和町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条としまして、歳入歳出予算の補正でございます。

総額に歳入歳出それぞれ3億 2,865万 5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億 6,531万 9,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の33ページをお願いいたします。33ページでございます。

国保会計におきます今回の補正につきましては、主に医療費の伸びによるものでございまして、今年度の上半期、半年分の伸び推移実績に基づきまして、年度いっぱいを推計し、補正を行うものでございます。

歳入でございます。

3款の国庫支出金、4款の療養給付費交付金、6款の県支出金につきましては、医療費支出の1年間年度見込み推計値が立ったことによりまして、それぞれ国・県へ概算申請をする補正額でございます。

次のページをお願いいたします。

9款繰入金につきましては、職員人件費の調整によるものでございます。

35ページの歳出をお願いいたします。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費につきましては、人件費の調整でございます。

2 款保険給付費 1 項療養諸費の 1 目から 4 目につきましては、医療費の公費、公の町負担分の増額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

2 項高額療養費につきましても、高額療養費の見込み費用に対応する補正でございます。

5 款老人保健拠出金 1 項 1 目老人保健医療費拠出金につきましては、財源の振り替えをお願いするものでございます。

6 款介護納付金につきましても、財源振り替えをするものでございます。

11 款諸支出金 1 項 6 目高額療養費特別支給金でございますけれども、これにつきましては、初めて生じた予算でございます。3 万 8,000 円でございますけれども、これにつきましては、後期高齢者と国民健康保険の兼ね合いによるものでございまして、満 75 歳の誕生日を迎えた方が、たまたま高額医療に該当したという場合、これまではそれぞれ国保の高額医療、高齢者の高額医療限度額ということで、本来一定の高額限度額であれば高額金として還付になったものを、制度切りかえによりまして、たまたま 75 歳の誕生日月に医療費が高くなっても、それが精算還付にならなかったという国民的な声がございます。ことしの 1 月から法制度改正によりまして、それぞれ国保も後期高齢者も 4 万 4,400 円の限度額を 2 分の 1 の 2 万 2,200 円で抑えるということが決まったわけでございますけれども、それに関しまして後期高齢者、昨年 4 月から始まったわけございましたけれども、1 月 1 日、すなわち 12 月 31 日までの 9 カ月間、これにつきましてもさかのぼって適用させるということになりまして、本町にもこれを精査したところ 5 名の方が該当したということで、5 名の方の総額が 3 万 8,000 円ということで、これを還付精算させていただくものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

保健福祉課長瀬戸善春君。

保健福祉課長（瀬戸善春君）

議案書の20ページでございます。

議案第95号 平成21年度大和町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正予算でございますが、第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 666万 1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出12億 8,207万 8,000円といたすものであります。

第2項といたしましては、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額につきましては、第1表のとおりでございます。

事項別明細書41ページであります。歳入でございます。

3款1項1目介護保険給付費につきましては、介護保険給付費における国法定負担分の見込み額により計上いたすものでございます。

2項1目の調整給付金につきましても介護保険給付費の見込み額によるものでございます。

2目、3目につきましては、介護予防事業、包括的支援事業等の地域支援事業費の見込み額による計上でございます。

5款1項1目につきましては、介護保険給付費見込み額の12.5%の法定負担分でございますが、その分について計上いたしたものであります。

3項1目、2目につきましても、国庫負担同様の地域支援事業費見込み額による計上でございます。

7款の1項1目につきましては、介護給付費地域支援事業費の町負担分について見込み額による計上でございます。

2項1目につきましては、財源の調整による基金からの繰り入れでございます。

43ページであります。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費であります。2節から4節につきましては、人件費の調整によるものであります。

2款1項1目居宅介護サービス給付等費につきましては、給付費の見込

み額による減額計上でございます。

2目の施設介護サービス給付等費につきましては、老人保健施設等の利用がふえておりますことから追加計上するものであります。

3目の居宅介護サービス計画等費につきましても、執行見込みによる追加計上でございます。

4目の地域密着型介護サービス給付等費であります。高齢者グループホーム等にかかわるものでありまして、執行見込みによる減額計上でございます。

2項1目高額介護サービス等費であります。介護サービス費の限度額を超えた分について給付いたすものでありまして、その執行見込み額による計上でございます。

3項1目介護予防サービス給付等費、2目介護予防サービス計画給付等費につきましては、要支援者の利用が増加していることから、その追加計上を行うものであります。

4項1目特定入所者介護サービス等費につきましては、介護老人福祉施設、保健施設入所者、ショートステイ利用者の会食、居住費について利用者の一部を負担するものでありまして、見込み額による追加計上であります。

4款1項1目の介護予防特定高齢者施策事業費12節につきましては、生活機能評価に係る通信運搬費の追加計上、13節につきましては、生活機能評価業務委託に係る精算見込みによる減額でございます。

45ページでございますが、2目の介護予防一般高齢者施策事業費につきましては、財源の調整でございます。

2項1目介護予防ケアマネジメント事業費につきましては、2節から4節までは人件費の調整であります。12節は包括支援センター業務に係る電話料の追加計上でございます。13節につきましては、介護予防支援業務の委託料についての見込み額による計上であります。以上でございます。よろしく申し上げます。

議長（大須賀 啓君）

財政課長千坂賢一君。

財政課長（千坂賢一君）

それでは、議案書の23ページをお願いいたします。

議案第96号 平成21年度大和町宮床財産区特別会計補正予算（第1号）  
でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございますして、歳入歳出それぞれ244万6,000円を追加し、総額を2,431万3,000円とするものでございます。

2項につきましては、その補正の内容を記したものでございます。

事項別明細書の49ページをお願いいたします。

歳入でございますが、3款1項基金繰入金につきましては、今回の歳入と歳出分の見合いで財産造成基金からの繰入金を減額いたすものでございます。

4款1項繰越金につきましては、20年度からの繰越金を計上したものの、5款2項雑入につきましては、高山地内の官行造林地約40ヘクタールにつきまして、伐期に達しましたことから、皆伐売り払いという行為が行われまして、2分の1の分収割合によりまして2,029万円が分収金として収入されることに伴いまして、歳入計上したものでございます。

3項森林総合研究所支出金につきましては、22年度予定部分につきまして前倒しでの執行について打診があり、実行できるという判断から補正をお願いするものでございます。

50ページ、歳出でございます。

2款1項2目の財産管理費の15節工事請負費につきましては、小野の煤懸地内の財産区有地から岩が田んぼに落下した状況がございました。そちらの撤去費用でございます。17節公有財産購入費につきましては、先ほど高山の分収造林地の伐採の分収金収入について説明を申し上げましたが、20ヘクタールを超える部分について、中間に伐採しない地域を設けてございます。その部分については売却対象になりませんので、2分の1の部分で買い取っていただかなければ交付ならないという状況だったものですから、その部分の積算額の2分の1、19万円相当ということで予算計上いたしましたものでございます。

4目の森林総合研究所分収造林管理費につきましては、収入で申し上げました来年度予定部分の前倒しの除伐等に要する経費について計上したも

のでございます。

それでは、議案書の25ページをお願いいたします。

議案第97号 平成21年度大和町吉田財産区特別会計補正予算（第1号）  
でございます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ総額から63万5,000円を減額し、総額を555万1,000円とするものでございます。

2項は、補正の内訳でございます。

事項別明細書の52ページをお願いいたします。

歳入の2款2項1目の不動産売払収入でございますが、こちらは吉田の南川ダム下流の山津沢橋周辺の土地につきまして、企業さんから売却申し入れ等があり、種々調査した結果、売却するということになりましたもので、こちらの売払収入を計上したものでございます。

3款1項基金繰入金につきましては、収入と支出の見合いでの財産造成基金からの繰り入れを減額するものでございます。

4款1項繰越金につきましては20年度からの繰越金、5款1項森林総合研究所支出金につきましては、当初計上した事業につきまして確定しましたことから精算をするものでございます。

53ページ、2款1項2目の財産管理費の22節補償補填及び賠償金につきましては、財産売払収入分の2分の1につきまして、地上権抹消補償として愛林公益会へ交付するもの、3目の森林総合研究所分収造林管理費につきましては、執行の結果、減額補正を行うものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

町民課長瀬戸啓一君。

町民課長（瀬戸啓一君）

続きまして、議案書の27ページをお願いいたします。

議案第98号 平成21年度大和町老人保健特別会計補正予算でございます。

平成21年度の大和町老人保健特別会計補正予算につきましては、次に定

めるところによるものでございます。

第1条としまして、歳入歳出予算の補正でございます。

総額から歳入歳出それぞれ 3,235万 1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 2,492万 3,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の55ページお願いいたします。

老人医療会計につきましては、平成20年3月分までの診療分に対応するものでございまして、昨年4月以降、各医療機関より国保連合会、支払基金へ請求があった分に対しまして、市町村がそれぞれ公費負担相当分を国保連合会、支払基金にそれぞれ支払っているものでございます。

歳入でございます。

1款の支払基金交付金、2款の国庫支出金、3款の県支出金につきましては、それぞれ本年度の請求支払い推移に基づきまして確定見込みにより減額をするものでございます。

5款の繰越金につきましては、20年度よりの繰越額でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款医療諸費1項1目から4目につきましては、それぞれ医療費、医療機器、補装具です。高額医療費、医療費審査手数料の今年度支払い推移見込みによります補正を行うものでございます。

続きまして、議案書の29ページお願いいたします。

議案第99号 平成21年度大和町後期高齢者医療特別会計補正予算でございます。

平成21年度大和町の後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条としまして、歳入歳出予算の補正でございます。

総額から歳入歳出それぞれ 2万 7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1億 6,749万 5,000円とするものでございます。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分等につきましては、「第1表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の58ページお願いいたします。

後期高齢者会計につきましては、人件費の調整をお願いするものでございまして、歳入としましては、3款繰入金の1項1目の事務費繰入金の減額、歳出としまして、1款総務費の1項1目の一般管理費をそれぞれ減額をお願いするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

上下水道課長渋谷久一君。

上下水道課長（渋谷久一君）

それでは、議案書の31ページをお願いいたします。

議案第100号でございます。平成21年度大和町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

平成21年大和町の下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによるものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

予算の総額それぞれ141万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,380万9,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び補正後の歳入歳出予算の金額、これにつきましては「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

事項別明細書の62ページをお願いいたします。

62ページの歳入であります。

1款分担金及び負担金1項1目下水道事業負担金につきましては、公共下水道受益者負担金の今年度収入見込みにより増額補正をするものでございます。

次に、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費の11節につきましては、大平1号、2号、3号のマンホールポンプの修繕及び下水管の埋設路線の舗裝修繕等の必要があり、それからマンホールふたの取りかえ、これらに修繕等に要する費用の

追加補正でございます。

2項につきましては人件費の調整でございます。

以上、よろしく願いいたします。

次に、議案書の33ページをお願いいたします。

議案第101号でございます。平成21年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

平成21年度大和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次のとおり定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,029万8,000円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分、補正後の予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の66ページでございます。

歳入でございます。6款諸収入1項1目雑入でございますが、消費税還付金を補正計上するものでございます。

歳出でございますが、1款1項1目一般管理費11節需用費につきましては、業務用自動車の冬用タイヤの購入費用を追加補正するものでございます。それから18節備品購入費につきましては、宮床クリーンセンター書類整理・保管用といたしまして、キャビネット1台を購入するため補正をお願いするものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

次に、引き続き、議案書の35ページとなります。

議案第102号でございます。平成21年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）についてご説明をいたします。

平成21年度大和町戸別合併処理浄化槽特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,635万円とするものでございます。

2項といたしまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分、補正後の歳入

歳出予算の金額につきましては、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

事項別明細書の70ページをお願いいたします。

歳入でございます。4款繰入金1項1目一般会計繰入金でございますが、人件費の精算に基づく財源調整のための減額補正でございます。

次に、歳出でございますが、1款1項1目一般管理費及び2項1目合併処理浄化槽建設費につきましても、歳出の方の人件費の調整の補正でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

次に、議案書の37ページをお願いいたします。

議案第103号でございます。平成21年度大和町水道事業会計補正予算(第2号)についてご説明をいたします。

第1条でございます。総則です。

平成21年度大和町水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条の収益的収支でございます。

平成21年度大和町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。

下の表になります。収入の表でございますが、第1款水道事業収益に2,615万円を追加いたしまして、合計を9億7,208万6,000円といたします。

2項営業外収益にも同額を追加いたしまして、合計を2億9,635万円とするものでございます。

次に、歳出の表になりますが、第1款水道事業費用につきましては、19万9,000円を減額いたしまして、合計を8億7,897万5,000円といたします。

1項営業費用からも同額を減額し、8億4,155万3,000円とするものでございます。

次に、第3条の資本的収支でございます。

文中、予算第4条本文括弧書き中「1億9,373万円」を「1億9,403万5,000円」に改めるとともに、過年度損益勘定留保資金「1億8,373万円」と記載を「1億8,403万5,000円」に改め、資本的収入及び支出の予

定額を、次のとおり補正するものでございます。

表でございますが、収入の表でございます。

第1款の資本的収入に90万9,000円を追加し、合計を2億2,160万2,000円といたします。

2項出資金にも同額を追加いたしまして、1,910万2,000円とするものでございます。

次に、支出の表になりますが、第1款の資本的支出に121万4,000円を追加しまして、合計を4億1,563万7,000円といたします。

1項建設改良費から4万3,000円を減額いたしまして、1億9,335万2,000円とし、2項企業債償還金には125万7,000円を追加し、2億2,228万5,000円とするものでございます。

次に、第4条でございますが、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。

予算第6条に定めた経費の金額を改めるものでございます。

職員給与費4,619万3,000円といたすものでございます。

詳細につきましては事項別明細書の75ページをお願いいたします。

水道事業補正予算の内訳書でございます。

収益的収入でございます。

1款水道事業収益2項1目他会計補助金につきましては、高料金対策補助金及び受水費の留保水量調整費の保留分につきましては、確定により追加補正いたすものでございます。

次に、支出です。

1款水道事業費用1項1目浄配水費につきましては、人件費の調整でございます。

それから、76ページになります。

資本的収支でございます。

収入の部。1款2項1目出資金につきましては、上水道広域化対策及び簡易水道事業に係る出資金の確定による増額補正でございます。

次に、歳出でございますが、1款1項2目につきましては、人件費の調整でございます。

2項1目企業債償還金につきましては、企業債償還金の元金及び利子に

つきまして確定による不足額を増額補正いたすものでございます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（大須賀 啓君）

教育総務課長織田誠二君。

教育総務課長（織田誠二君）

それでは、議案書38ページをお願いします。

議案第 104号です。訴えの提起についてでございます。

地方自治法第96条第 1 項第12号の規定により、学校給食費の支払い督促申し立ての訴えの提起について、議会の議決をお願いするものであります。

事件名につきましては、平成21年（ハ）第6920号 学校給食費請求事件。この番号につきましては、仙台簡易裁判所の事件番号となっております。

相手方につきましては、富谷町在住の方であります。

3の事件の概要であります。

相手方は学校給食費を滞納しており、再三にわたる催告、再催告等に応じないで、平成21年11月5日付で仙台簡易裁判所へ支払い督促申立書を提出いたしました。

これに対しまして、相手方が仙台簡易裁判所へ督促異議申立書を提出したものであります。これにつきましては仙台簡易裁判所、21年の11月21日受付となっております。

4番目、訴訟遂行の方針でございますけれども、判決の結果、必要があると認めたときは上訴するものとする、でございます。

議案の説明資料、104号関係説明資料ということで、こちらの方をごらんいただきたいと思っております。

まず、2ページの方になります。学校給食費の納入及び督促状況調書でございます。

保護者につきましては空欄となっておりますけれども、議案書の方となっております。未納額につきましては、児童2人分の給食費8万5,000円

で、14年度分と15年度分でございます。

これまでの徴収の経緯でありますけれども、平成19年11月6日に1万円を納入していただいた後、今日まで納付がない状態となっております。

20年1月から21年9月まで約1年と9カ月間、電話や自宅訪問を繰り返してきましたけれども、20年4月からは相手方と全く接触できない状態となっております。このことから、20年の8月と21年9月には催告書を送付しているところです。

これまでこのように督促や催告を続けてきたところですが、何ら返答がないことから、民事訴訟法に基づく支払い督促申し立てを行ったものであります。

民事訴訟法に基づく支払い督促の申し立てに関しての事務関係でありますけれども、1ページの方をごらんになっていただきたいと思っております。

21年の11月5日、支払い督促申し立てでございますけれども、これは町が民事訴訟法第383条に基づきまして、仙台簡易裁判所に行ったものであります。

この支払い督促の申し立てそのものについては議決案件ではありませんが、督促の申し立てに対し、債務者、滞納者になります。この方から督促の異議申し立てがありますと、民事訴訟法第395条の規定によりまして、訴えの提起があったものとみなされまして、地方自治法第96条第1項第12号の規定によりまして議会の議決をお願いすることになるものでございます。

今回、町からの支払い督促申し立てに対し、債務者の方から督促異議の申し立てがあったということ、こちらの21年の11月4日に仙台の簡易裁判所から文書、ファクシミリですけれども、文書送達があったところでございます。このことから今回の議案の提出となったものであります。

議会の議決後の事務といたしまして、期日請書の提出とありますが、これは口頭弁論が12月18日に予定されております。それに出頭することに同意する旨の文書が期日請書の提出です。これと印紙等の納付、これは原告、今回の場合は債権者であり町長が原告になりますけれども、原告が費用関係の納付義務がありますことから、印紙・切手を、4,500円ほどでありますけれども、納付することになります。

訴訟の代理人指定でありますけれども、原告は町長でございますけれども、代理人に町職員を指定します。このことから、代理人が12月18日、町職員になりますけれども、12月18日の口頭弁論に臨むこととなります。

現在、債務者の方からの異議申し立ての内容につきましては、裁判所からの命令が一括納付ということに対しまして、債務者の方では分割納付をしたいというふうなことでの申し出がありまして、そういった内容での異議申し立てとなっておりますことから、今後、口頭弁論の話し合いの中で和解の方向で協議を進めていくようになるかと思っています。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

議案書の39ページでございます。

議案第 105号 黒川地域行政事務組合同規約の変更についてであります。

地方自治法第 286条第 2 項の規定により、黒川地域行政事務組合同規約を変更することについて、同法第 290条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

別紙の方でございます。黒川地域行政事務組合同規約の一部を変更する規約となります。

黒川地域行政事務組合同規約の一部を次のように変更するという事で、新旧対照表の最後のページであります、5ページでございます。

黒川消防の事務に要する経費の負担の方法に係る規定につきましては、組合同規約第16条第 2 項第 3 号に規定をされておりますが、旧条文中の普通交付税に関する省令の一部の改正に伴い、消防費に係る基準財政需要額の算定における消防本部及び消防署設置市町村とその他の市町村の区分をする規定が廃止されたことによりまして、消防事務に要する経費の負担方法を、新の方でございますけれども、現年度の地方交付税の規定による関係町村の消防費に係る基準財政需要額に対する割合により算定した額を関係市町村が負担をするというふうな形で変更をいたすものでございます。

議案書の40ページであります、附則としまして、この規約は、公布の日から施行するものでございます。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

これで説明を終わります。

お諮りします。議事の都合により、12月10日は休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、12月10日は休会とすることに決定しました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は11日の午後1時30分です。

ご苦労さまでした。

午後3時22分 延 会